

令和4年 6月 8日開会

令和4年 6月16日閉会

(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
9番 國本 悦郎議員	7
7番 西本 篤史議員	18
8番 瀬石 公夫議員	26
4番 伊村 涉議員	37
11番 神田 栄治議員	47
5番 落合 祥二議員	57
10番 高月 義夫議員	68
3番 河内 賀寿議員	80
2番 内山 昌晃議員	85
議案第32号	94
議案第33号	94
議案第34号	94
議案第35号	94
議案第36号	94
議案第37号	94
議案第38号	94
議案第39号	94
散 会	99
署 名	100

第2号（6月16日）

議事日程	101
本日の会議に付した事件	102
出席議員	103
欠席議員	103
事務局出席職員職氏名	103
説明のため出席した者の職氏名	103
開　　会	104
会議録署名議員の指名	104
議案第32号	104
議案第33号	104
議案第34号	104
議案第35号	104
議案第36号	104
議案第37号	104
議案第38号	104
議案第39号	104
閉会中の継続調査（特定事件）について	108
議員派遣について	108
閉　　会	109
署　　名	110

田布施町告示第24号

令和4年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和4年5月27日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和4年6月8日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 涉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

○6月16日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第4回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和4年6月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第1号
- 繰越明許費の報告について(令和3年度田布施町一般会計予算)
- 報告第2号
- 繰越明許費の報告について(令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算)
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第32号
- 令和4年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第6 議案第33号
- 田布施町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第34号
- 田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第35号
- 田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第36号
- 周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第10 議案第37号
- 財産の取得について(小型動力ポンプ積載車)

日程第 1 1 議案第 3 8 号

工事請負契約の締結について（田布施町防災行政無線機能強化工事）

日程第 1 2 議案第 3 9 号

工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 1 工区（建築））

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第 1 号

繰越明許費の報告について（令和 3 年度田布施町一般会計予算）

報告第 2 号

繰越明許費の報告について（令和 3 年度田布施町下水道事業特別会計予算）

議員派遣

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 3 2 号

令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 6 議案第 3 3 号

田布施町税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 3 4 号

田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
改正について

日程第 8 議案第 3 5 号

田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 9 議案第 3 6 号

周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれ
に伴う規約の変更について

日程第 1 0 議案第 3 7 号

財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）

日程第 1 1 議案第 3 8 号

工事請負契約の締結について（田布施町防災行政無線機能強化工事）

日程第 1 2 議案第 3 9 号

工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 1 工区（建築））

出席議員（12名）

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	涉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	1 0 番	高月	義夫議員
1 1 番	神田	栄治議員	1 2 番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
		書 記	有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
-----	-------	-------	--------

教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	建 設 課 技 幹	吉藤 功治君
健康保険課主幹	西本 恵子君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） 令和4年第4回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、内山昌晃議員、河内賀寿議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月16日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果

について御報告申し上げます。

令和4年3月、4月及び5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告について（令和3年度田布施町一般会計予算）及び報告第2号繰越明許費の報告について（令和3年度田布施町下水道事業特別会計予算）の2件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、本年3月定例会で議決いただきました令和3年度田布施町一般会計補正予算（第11号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰越しの事業は、新生児特別給付金事業、軽自動車税システム改修事業、個人番号利用環境整備事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、農村地域防災減災事業、尾津漁港海岸保全施設整備事業、町道新設改良事業、河川しゅんせつ事業、城南小学校大規模改修事業、公共土木施設災害復旧事業の10件で、翌年度への繰越しの総額は、3億1,575万1,000円でございます。

なお、各事業の繰越し概要、繰越し理由、完成予定時期は、繰越明細書に掲載しております。

次の報告第2号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました、令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）における繰越明許費について、繰越計算書により報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、6,178万3,000円で、繰越し概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に掲載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 議員派遣について報告をいたします。

3月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問は、全部で大きくは3問で、答弁者は町長と教育長にお願いします。

質問形式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

では、質問1に入ります。部活の地域への移行促進をについて質問します。答弁者は鳥枝教育長にお願いします。

今年の5月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議が、2023年度から休日の部活動の段階的な地域への移行を開始し、平日の地域移行も並行して進めるとの提言を提出しました。教員の働き方改革の大きなネックとなっていた部活の地域への移行へのスケジュールがようやく動き出したといえます。

検討会議から、今年度の部活の地域への移行に向けてのスケジュールが出されていますが、田布施町ではどのように具体的に進めていきますか。

2番目、教育課程外の部活については、生徒や教員の多くが負担を感じており、生徒の全員クラブ制や教員の全員顧問制についての是非を今後どのように考えていきますか。

3つ目、部活の良さを生かしながら、生徒や教員に過負担のない活動が今後求められそうです。生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を図るには、部活動をどのような形にして存続させたらいいかも話し合う必要がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

4つ目、今後、地域での受皿となる実施主体に民間企業が参入することも考えられます。田布施町では、総合型スポーツクラブがあるという有利な条件がありますが、どうされますか。

5つ目、今回の提言では、指導者の確保と質の向上もうたっています。顧問をしている現職教員の兼職、さらに退職教員の指導者への登用、そして、活動の場を保障するために学校施設の活用についてどうお考えですか。

6つ目、今後、2025年度からの休日での移行の完全実施に向けて、地域におけるスポーツ機会の確保や地域スポーツの振興はどうされますか。

次に、質問2に移ります。

滞在型観光へ移行し、リピーターの増加をについて質問します。答弁者は東町長と鳥枝教育長にお願いします。

以前の、田布施町に宿泊施設をの質問に続き、通過型観光から滞在型観光へ移行する場合の宿泊

施設を確保する。田布施町の大きな観光資源となり得る古墳についての整備、田布施町を何度も訪れるよう、リピーターが増えるような環境整備を進めていただきたいという思いから数点質問いたします。

1つ目、以前の質問の答弁でいただいた民泊、農泊を把握するための調査と民泊に関する情報提供、また、体験的修学旅行の郡内の他の町への連携の呼びかけ、周防大島町への推進体制や方法等の聴き取り、そういった詳細はどうなりましたか。

2つ目、町内の観光の発信地、町内には3か所あります。郷土館、観光情報センター、それから観光協会は、田布施町内のことに精通する人材を配置し、観光客が好印象を持ち、リピーターとなれるような情報発信をしていただきたいと強く思っています。これからそういった人材をどう育成していきますか。

3つ目、観光資源として大きな価値のある古墳について、教育委員会と連携し、案内地図と案内板、説明板の整備だけでなく、県が発掘した遺物を含め、発掘物の常時展示はできませんか。

4つ目、民宿やオートキャンプ場として、食材が手に入りやすくいろんな会見活動ができる好立地での宿泊施設を観光協会と連携してオープンさせませんか。

5つ目、高齢者いきいき館や、駅前に展示してある地図の元となる、手軽に持ち運べる「見て歩記MAP」や「歩こうたぶセルート8.7」の復刻改訂版を発行できませんか。

次に、質問3に移ります。

固定資産税未登記の返還金について、詳細の開示について質問します。答弁者は東町長にお願いします。

固定資産税の未登記の返還金について、税務課資産税係調査対策室を昨年度の人事異動の際に解散しましたので、その詳細等について、どうであったのか、明らかにしていただきたいと思います。

1つ目、平成11年から14年分の領収書等の資料のあった返還先は何件か。

それから、それまでの総額、1件当たりの返金額の最大額は幾らですか。

2つ目、領収書等の資料がないために申請できなく、それらの人が滞納しなかったとすると、それまでの額から想定したらおよそ幾らになりますか。

3つ目、データが残っていても相続人が全員亡くなっているため返金できない件数と金額は幾らで、少額だから町に寄附すると言っていた人や、これから先、連絡のなかった人の返還金はどのような処理をしましたか。あるいはしますか。

4つ目、この返還金事業のコストで通知のための郵送費と相続人調査費等のための費用は幾らで、また、税務課資産税係調査対策室を昨年度末で解散しましたが、どの時点で終息するつもりですか。

5つ目、議会に対して、これらのことを文書開示しての説明だけでなく、町民にはホームページや広報での報告をお願いします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、部活動の地域への移行促進に関する御質問についてお答えいたします。

まず1点目の、部活動の地域移行に向けた今年度のスケジュールにつきましては、基本的にはスポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議や、文化庁の文化部活動の地域移行に関する検討会議、ここからの提言や動向を注視するとともに、今後、県教育委員会の山口部活動改革推進協議会から示されるようになっております方針等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、令和4年度におきましては、休日の部活動の段階的な地域移行について、アンケートやヒアリング等を通して、地域や学校の実情や要望等をまず把握し、課題を整理する必要があると考えております。

そして、関係部局、関係団体との連携を図り、その課題への対応を協議するとともに、地域における休日の部活動の受皿となる組織や団体、指導者等の確保など、整備方策について検討してまいりたいと思っております。

2点目の生徒の全員クラブ制や教員の全員顧問制、これにつきましては、将来的には、地域で部活動に変わり得る活動の機会が十分確保できる体制を整えば部活動を学校単位から地域単位に移行することになり、解消するものと考えられます。

3点目の生徒の多様なニーズに合った活動機会を充実させる。これは大きな課題であると考えております。今後、教育委員会と中学校、スポーツ団体等で現状や課題を共有し、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい部活動を選ぶことができる地域スポーツ、文化活動の環境の在り方等についても、検討する必要があると、そういうふうと考えております。

4点目の学校部活動の地域での受皿となる組織や団体、指導者等について検討することは、この部活動改革の柱でありまして、今後の課題になりますけれども、当面は、休日の部活動の段階的な地域移行について検討してまいりたいと考えております。

5点目の現業の兼職や退職教員の指導者への登用につきましては、生徒にとってふさわしいスポーツ環境等を整備するためには、地域において、その受皿となる指導者の質と量を確保することが求められております。

部活動指導員を担っていただける方や現職教員の兼職兼用の運用に係る考え方も整備し、継続

的・安定的に指導者を確保する方策や、学校施設の開放の在り方についても検討してまいります。

最後、6点目の、地域におけるスポーツ機会の確保や地域スポーツの振興につきましては、今後ますます少子化や学校の働き方改革が進む中において、学校の部活動に代わり、地域においてスポーツ、文化活動の機会を将来にわたって確保・充実できるよう、中学生に限らず、子供が地域でスポーツ・文化活動に親しめる環境を新たに構築していくことが最終のゴールになるというふうを受け止めているところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、続きまして2つ目の御質問、滞在型観光へ移行し、リピーターの増加をについてお答えいたしますが、3点目については教育長から答弁させていただきます。

それでは、まず1点目の民泊、農泊を把握するための調査と民泊に関する情報提供、また、体験的修学旅行の郡内の他の町への連携の呼びかけ、周防大島町への推進体制や方法等の聴き取り等の詳細についてですが、現在、そうした調査や情報提供、聴き取り等は行っておりません。

これは、コロナの影響により、民泊や農泊、修学旅行といった、町外から人を積極的に呼び込むことができない状況が続いているためです。

民泊や農泊は田舎ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との触れ合いを楽しむことができ、一方で、農山漁村の所得の向上の方策の一つとして考えられます。宿泊者には農山漁村での体験を楽しんでいただき、かつ本町の農林水産物の消費拡大を図ることができ、素晴らしいことだと考えております。

また、体験的修学旅行については、民泊を受け入れることで団体旅行客への増加が見込め、修学旅行生による周辺施設への利用や、食材調達のために市場が活性化し地域活性化にもつながります。

体験的修学旅行は、地域ならではの自然や農林水産業体験などさまざまな体験を通し勉強できることが、修学旅行での民泊を使う大きな目的だと考えております。将来的には、この体験が移住、定住につながれば素晴らしいことだと考えております。

今後は、コロナの状況も確認しながら、民泊、農泊の実態調査や近隣市町の情報収集を行ってまいります。

次に、2点目の町内の観光の発信地3か所に、町内のことに精通する人材を配置し、観光客が好印象を持ち、リピーターとなるような情報発信についてでございます。

町内の観光発信地としては郷土館、田布施町観光協会事務所のある「おいでえ」、そして、田布施町観光情報センターがある「高齢者いきいき館」が考えられます。

まず、郷土館は兄弟宰相を顕彰し、本町にゆかりのある方々の偉業をしのび、同時に、町内の古

墳や田布施町に関わりある展示を行い、もって町民文化の向上を図ることを目的として設置されております。

その後、展示内容の変更を行いながら、町民の「地域の歴史と文化に関する理解を深めるため」という目的に応じた取組を行っております。

情報発信についても近年、郷土館からの情報発信ということでパンフレットや研究要綱、ホームページなどで紹介する取組も行っており、今後も継続してこれらに取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度予定しております田布施町保健センターの工事が完了すれば、田布施町観光協会の事務所を田布施町観光情報センターのある高齢者いきいき館の事務所に移転する予定といたしております。それに伴い、観光情報センターとして土、日も営業をすることを視野に入れ、新たな人材の確保も必要となってきます。

これにつきましては、田布施町観光協会ともしっかり協議を行い、町内のことに精通する人材を配置し、情報発信を行っていきたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 次に、3点目の古墳や発掘物の観光資源としての活用についてのお答えいたします。

本町におきましては、これまでに多くの古墳が発掘されたり、遺物が出土したりするなど、埋蔵文化財を身近に感じることができるとともに、歴史や文化等を考える上で貴重な史料となっております。

こうした埋蔵文化財を教育資源のみならず、観光資源として有効に活用していくことの意義は大きいと、そういうふうに思っております。

まず、案内地図や説明板等の作成でございますが、これにつきましては、関係機関等とも連携を図るとともに、問合せ等にも対応できるような史料等の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、出土品などの遺物につきましては、現在は郷土館で常設展示しておりますが、管理・保管体制を整えることができれば、本庁舎や公民館などで、移動・巡回展示も検討してみたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 町長。

○町長（東 浩二君） 次に、4点目でございますが、民泊やオートキャンプ場として、食材が手に入りやすく、いろんな体験活動ができる好立地で宿泊施設を観光協会と連携してオープンしてはということでございますが、現状、田布施町内にあります宿泊施設は、駅前にあります友末旅館、

馬島にあります、のんびらんど・うましま、うましま荘の3か所でございます。

まず、のんびらんど・うましまと、うましま荘につきましては、活動範囲がほぼ島内に限られ、さらに、のんびらんど・うましまは、4月から10月までの期間限定の営業となっております。そうしたことから、町内をめぐる観光に利用できる宿泊施設は1か所しかなく、町内に滞在し、そこを拠点とした観光ができるような滞在型観光がしにくいという状況でございます。

そこで、観光協会とも話しておりますが、観光協会は、町内の空き家を別荘風な宿に改修し、町内の飲食店のリストをその宿に設置し、出前ができる仕組みや、町外の観光客だけに限らず、町内の人にも楽しんでもらえるような宿泊施設を造り、おもてなしを行いという考えで検討されております。

町としましても、そうした観光協会の考え方に賛同し、全面的に協力していきたいと考えております。

次に、5点目の高齢者いきいき館や駅前に展示してある地図の元となる、手軽に持ち運べる「見て歩記MAP」や「歩こうたぶせルート8.7」の復刻改修版についてでございます。

両パンフレットともに、持ち歩くガイドブックとしては、町内の観光名所が網羅されており、サイズ感も適切なものであると考えております。まず、「見て歩記MAP」については、田布施町観光協会が発行しており、観光協会としては、要望があれば、女性や若者をターゲットとしたガイドブックへ改修を行い、復刻版を発行したいとのことでございます。

一方、「歩こうたぶせルート8.7」については、田布施町ライオンズクラブが発行しておりますが、予算の関係上、事業の存続が困難となっております。また、老朽化した看板については、ライオンズが毎年予算を計上して、随時撤去されているとお聞きしております。

以上でございます。

それでは、最後に、固定資産税未登記の返還金について詳細な開示をについてお答えいたします。固定資産税等の相続登記未了に関わる合算課税について、令和元年8月より調査対策室を設置し、職員2名を配置して、合算解除に係る影響額等の調査を行った後、令和3年11月以降、順次返還還付を実施してまいりました。令和4年5月末現在で1,089名の方に対して1,204万9,100円の還付を完了いたしております。

なお、現在、令和3年度会計につきまして決算集計の最中でございますので、次の御質問につきましてはお答えできる部分のみとさせていただきたいと思っております。

まず1の資料の提出があった件数は、55件あり、加算金を含めた合計額は約26万円でございます。返還した納税義務者1件当たりの最大額は3万6,600円でございます。

2の、資料があったとしたらとしては、現在での金額算出は困難でございます。

3の相続人不存在で調査を打ち切った件数は1件で、影響額は300円でございます。

また、寄附したいとお申し出があった場合には、一旦、受け取っていただいた後に寄附していただくようお願いしておりますが、その際、放棄する旨の申し出も10件程度あったと聞いております。

なお、連絡がなかった方々への対応ですが、既に対象者の方々には通知を差し上げておりますので、再度の通知は行わず、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

4番の経費についてでございますが、郵送費等の事務費として、約41万円を支出しております。

また、今後につきましては、調査対策室は閉鎖いたしました。が、税務課内で引き続き、問合せへの対応や返還事務を行っていくとしております。

また、申請書の提出期限につきましては、税法上の還付請求権及び民法上の請求権の時効の5年をめどに考えております。

5につきましては、執行状況などについて、可能な限り今後掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、質問1の再質問に入らせていただきます。

教員にとっては、教育課程外の部活動が残業の対価の少ないまま放置され、教員が疲弊している実態を多くの人に理解してもらうには、部活を地域に移行するスケジュールが組まれることになった今がチャンスと思っています。どういう場で住民に対してその啓発を行っていきますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まだまだ検討をこれから始めようというか、始まったばかりで、そのあたりについては、これから議論をしていかないといけないと思っておりますけれども、教員が今まで休日等の部活動指導については特別な手当という形で支給は、僅かですけれども、されてはおりますが、段階的に、まず休日、土日とか、長期休業中の休みの地域移行ができるものについては、それをこれから検討してまいりたいと思っております。

併せて、保護者の関心も非常に高いと思われることから、何らかの形でこれからのスケジュールなり方向性については地域住民も含めて啓発をしていく必要があると、現時点では考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 部活について、検討会議の提言では、中学生や保護者へのアンケ

ートを実施し、今後の活動内容を検討することになっています。望ましい部活動の在り方について、昨年度、田布施中では制服を変えましたが、そのときと同様に、生徒や保護者の意向が反映できる形のものにしてもらえませんか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、議員さんから提案がありましたとおり、今後、多分数年はかかると思われまので、保護者等も含めますけれども、小学校の段階から、そういった要望とか、あるいは御意見をアンケートあるいはヒアリングをしながら課題を整理してまいりたいと、そういうふうに思っております。

ただ、1点、非常に気になっているところが、少子化が今後非常に進んでいくのではないかとわれまして、田布施町だけでこの地域での受皿の団体、関係団体とか、それをつくれるかどうか、そういうことが現在熊毛郡の町、あるいは柳井市も含めて、周防大島町も含めてそういう議論が出ておりまして、本当に広域でこの問題を今後考えていく必要があるんじゃないかという、そういう議論が始まったところであります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 教育現場で考えて実行できる部分として、教員の過負担とならないよう部活動の適正な設置数、大会の在り方等の検討だけでなく、生徒の居場所としての存続できる部活の場は地域への移行とは別の次元で考えていく必要があります。そういったことについてはどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 議員さんおっしゃるとおり、今後の、最初のゴールとなる地域での子供を育てるといふか、居場所をつくるというか、そういったことが非常に重要な課題になってくるだろうと思います。

また、今は、例えば中学校であれば、3年間は特定の部活動だけで生活をするという状況が見られますが、今後は、いろいろなスポーツに親しんだり、あるいは文化活動を体験するというような姿が望ましいということが提言案の中にも示されておりまして、そういったことができるかどうかを含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 以前、他の市町で先行している部活を地域へ移行することに取り組んでいる学校を参考にするとのお返事をいただきました。田布施町は1町に1校という、ある面、部活動を地域に移行するという今回のような場合には、教育委員会と学校、保護者、地域のスポー

ツ団体と一体となって取り組めますから、そういった学校より有利な条件にあると言えるんじゃないかと思います。その有利さを生かし、他に先行して取り組みませんか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御指摘のように、田布施町は本当、1町1中学校ですから、非常に取り組みやすい、短期的にはそうなんです、これが今後、地域的な広がりとか受皿の広がりとか、そういった課題もありますし、必ずしもスポーツ団体、これが1つではありませんし、一番大きな課題になるのは、運動部活動に限って申しますと、個人競技については、ある程度進むだろうと思われませんが、団体競技等につきましては、一定の人数が必要でないと競技のスポーツへの参加が難しいということもあって、そのあたりは考えていきたいなと思っております。

それから、今お示しのありました県内の先行して取り組んでおられる2団体ですが、このあたりは大学等からの指導者の派遣もあるわけで、都会部とそれから町村部では、また実情も異なっておりますので、そのあたりは知恵を出しながら今後検討していく課題かなと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 私の知っている退職した教員が、陸上やバレーといった種目で地域の移行へ動きを見越して活動を始めています。田布施町在住で、そんな指導ができる指導者の人材バンクを設置しませんか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ありがとうございます。今の人材バンクですが、実際に今指導を受けてもらえる、あるいはお願いしたいというところのリストアップができておりません。本年度中にそういった要望に応じていただけるような人材バンク的なリストをも含めて作成をしていかななくてはならないなと思っております。

ただ、現実には、学校の平日の指導と休日での指導者の指導等の方針や内容、そういったものについては、十分ミスマッチが起こらないように、関係機関あるいは学校と協議をしながら進めていく必要があるかなと思っております。

それから、退職の職員につきましては、なかなか年金との接続の課題がありまして、すぐにそういった部活動指導員として活動するということを希望しておられる方もおられますし、なかなかそうはいかないということをおっしゃっておられる方もおられると、そういうふうに把握をしておりますので、そのあたりも無理のない範囲で、地域での活動に参加していただける方を模索していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 時間が限られておりますので、質問1についてはこれぐらいにして、質問2の再質問に入ります。

田布施町内の観光客の大半が交流館のレジ客をカウントした数になっており、通過型観光の典型となっています。そういったことを、これまでどう分析され、町として滞在型観光にするためにどんな方策を立ててきましたか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、お答えさせていただきます。

当然のように、本町においては、宿泊施設等々、先ほど町長が答弁しましたように、のんびらんど・うましま、また、うましま荘、友末旅館と、3つでございます。言われるように、どちらかというと通過型の観光ということでございます。

それも踏まえて、平成14年ですか、地域交流館を建設しまして、年間約30万人の方がこちらのほうに利用されておるというところでございます。

しかし、その滞在型となると非常になかなか難しいということもございます。先般、議員の観光協会との勉強会の中で、観光協会の会長も申しておりましたが、できるだけ町内、県外とかというのではなく、町内の方をできるだけこちらの田布施町を知っていただくというこの目標にしつつ、民泊といった形の中で、できるだけ滞在型を少しでも進めてまいりたいというのが観光協会の会長の思いでもございます。

町もできるだけそれに賛同しながら、1つでも多く宿泊施設が、民泊、農泊も含めてどうにか検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 移住館ですが、せっかく宿泊できる施設がありながら活用できていないが、どうかという住民の声を多く聞きます。とりあえず観光目当てに泊まって、田布施めぐりをするだけでも移住の手助けになると思います。そういった活用はできませんか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 「おいでえ」のことだというふうに思っております。この「おいでえ」につきましては、あくまでも田布施町に移住をしていただきたいという目的の中で部屋を貸すと。宿泊施設というよりか、布団がございませんので、そちらを借りて安く、本町に来ていただいて本町の魅力を感じていただくという形の中の施設でございますので、その中に観光というのが含まれれば当然そうでしょうけれども、今のコロナの影響でなかなかずっと中止しておりましたが、今年度は一応コロナの影響もじわりじわり低下しているという中で、宿泊施設のほうも、宿泊というか

「おいでえ」のほうも今活用しております。先般、1組の方が利用されております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今年度から観光協会では宿泊施設を造り、おもてなしの準備を進めていくようです。連携を密にしながらいろんな面な立地条件のいい、旧麻里府小跡地へのオートキャンプ場の設置や、納所では民宿と農家レストランはどうかという住民の要望を聞いています。検討する価値があると思います。

それぞれの地区に投げかけたらどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員からはいろいろと御提案をいただいて本当に感謝しておりますのでございます。

当然、民泊となれば家が必要ということになります。本町においても空き家バンク等々ございますが、その中でもそういった物件をできるだけ多く持つておったほうが、いろいろと活用できるというふうに考えておりますので、観光協会と連携しながら、町とも連携しながら、空き家については情報提供していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 駅前と高齢者いきいき館のところに地図があります。掲示してあります。それを見ますと、御蔵戸から大田に抜ける町道の道が書いていません。そのために、古墳めぐりをしようと思ったらそれができません。今の観光パンフレットの地図にもそれがありません。このまま放置をしていたんでは、せっかく町外からの現地の古墳を訪れようにも、そんな不案内では到底できるはずがありません。リピーターも増えるはずがありません。どうにかなりませんか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 平成29年に観光パンフレットを作りました。その際に議員のほうからも御指摘がございましたのは、承知しております。今後、修繕する時がございましたら、例の農道につきましては、今町道になりましたけれども、それを踏まえた上で、できるだけ近い形の中で修正していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 私は、部門別の田布施検定をしたらいいというふうに思っております。3か所の職員だけじゃなくて、役場の職員にもそういったことを知ることによって田布施のことが成立できるんじゃないかと思いますが、そういった田布施検定についてはどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員、時間です。

以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。(発言する者あり)

それでは、副町長。簡潔に。

○副町長(川添 俊樹君) 田布施検定の件ですけれども、御提案なんで、内部で検討させていただきたいと思います。内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長(松田規久夫議員) 失礼しました。

以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長(松田規久夫議員) ここで暫時休憩します。換気休憩10分間取りますので、あの時計で10時まで。10時再開とします。

午前 9時48分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長(松田規久夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。西本篤史議員。

○議員(7番 西本 篤史議員) それでは、2問質問いたします。どちらも一問一答、町長、お願いいたします。

まず、1問目です。地域防災計画についてです。

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されました。避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化されました。町も改正に伴い、災害対策本部体制の見直しはしていますか。また、感染対策や避難所の備蓄品としてマスクや消毒液も盛り込んではどうでしょうか。

下松市では、災害に備え、民生委員や自主防災組織が研修を行い、万が一のときに要支援者の名簿を地域の代表者と共有し、名簿をもとに地図にシールを貼って声かけの優先度の確認をしています。地図は公民館でも共有しているそうです。町もこのような研修会を行ってはどうでしょうか。

また田布施川、灸川の氾濫に備えて、シミュレーションや避難訓練も必要ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長(松田規久夫議員) 東町長。

○町長(東 浩二君) それでは、お答えいたします。

令和3年の災害対策基本法等の一部改正の主な内容は、今御質問にございましたように、避難勧告・避難指示の一本化、もう一つは、個別避難計画の作成となっております。

避難勧告と避難指示の一本化等は、避難勧告で避難すべきことがなかなか理解されず、また、避難勧告と避難指示の違いが理解されず、避難指示が発令されるまで避難しないことなどを踏まえ、

避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化することになったわけでございます。

また、この避難指示への一本化に併せ、災害が発生し、または、まさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に、状況に応じて緊急を要すると認めるときは、状況が切迫していることを伝え、高いところへの移動、近くの堅固な建物への退避等の「緊急安全確保措置」を指示できるようになりました。

田布施町でも、チラシや広報等で、避難勧告が廃止されたこと、また、レベル4の避難指示までに必ず避難されるよう周知しており、災害対応マニュアルも毎年、改正しております。

また、避難所の開設時には、体温計、マスクや消毒液は準備いたしておりますが、現在のところ、防災関係備品にはしておりません。その他の感染対策では、避難所の収容人数を50%として対応するとともに、大規模災害時に使用できるテント等を備蓄いたしております。

次に、先ほどの個別避難計画でございますが、障害者、高齢者、妊婦の方等の避難行動要支援者について、災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める計画で、法改正により、この計画作成は市町村の努力義務となっております。

こうした計画作成のためには、当該避難行動要支援者の同意が必要となるため、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係部署や、町外の福祉専門職・民生委員・自主防災組織などの関係者との連携がますます重要となってまいります。

また、危険な場所に居住する人、当事者本人の心身の状況及び独居等の居住実態などにより計画作成の優先度が高いと判断する人については、法改正施行後おおむね5年程度で計画を作成するように国から通知が出ております。

田布施町でも、今年度当初予算に、国が自治体基盤クラウド上で提供する「コンビニ交付・被災者支援システム」の整備費を計上しております。この被災者支援システムには、避難行動要支援者関連機能があり、避難行動要支援者を管理し、個別避難計画を管理する機能を備えております。システム導入後に、全体の避難行動要支援者全体を把握し、庁内外の関係者の会議を通じて、計画作成を進めていくことを検討しております。

次に、田布施川、灸川の氾濫に備えてのシミュレーションや避難訓練についてでございますが、先日5月28日に、東田布施公民館で「率先避難等説明会」を開催し、田布施農工高校の生徒が、「上段ため池の点検と活用について」と「灸川の通水断面の検証と内水害について」の研究発表を行うとともに、町内の山口県避難体制づくり支援員により、率先避難・呼びかけ避難の必要性、地

域の災害リスクの確認方法や避難体制づくり等を説明したところであり、今後、避難訓練等につきましては、各地域の自主防災組織と協議して実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 御説明ありがとうございました。

自主防災組織につきましては、東田布施地区、早くからできたわけなんですけれども、できた当時は、いろんな連絡網とかシミュレーションじゃないんですけれども、いろいろこうなるとか、いろいろ行いましたけど、自治会長さんが代わったり、班長さんが代わったりすると、だんだんこういったのが薄れてきてまして、また名簿も作っておりますけれども、実際の班長さんが名簿を握って、他の人には全く、誰がどこにおるか分からない。こういった状況でございます。

それも含めて、今個人情報とかいろいろ言われまして、なかなか一般の方がこういった名簿を見ることができない、こういう状況でございます。その辺を含めて、こういった緊急事態の名簿とかいうのは、ある程度地区内、配布してもいいんじゃないかと思うんですよね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 自主防災組織につきましては、このたび西田布施地区、設立されてまして、町内全域、5地域につきましては設立がされたわけでございます。

古くからある麻里府とか東田布施のようなところと、城南とか西田布施のように、ちょっとできたばかりのところというところがありまして、なかなか住民の意識のほう、早くからできたところについては、だんだん意識もちょっと薄れているというところはあるかと思えます。

このたび、東田布施公民館におきまして、率先避難の住民説明会を開催して、防災士の方に講演とかしていただけるものはやっております。他の地域につきましても、今後そういう説明会を開催したいと考えておりますし、そういうときに、そういう場でまた再度意識づけとか、意識を高めてもらえたらというふうに思えます。

連絡網につきましては、自主防災組織の中で整理をしていただいていると思います。なかなか古くからある自治会と新しい自治会を持つ自主防災組織が、なかなか新しい自治会を持つ組織とかであればちょっと難しい面もあるかもしれませんが、基本的に個人情報ということであれば自治会の総会等で了解をいただけたら、その中で共有することは問題ないと思いますけれども、自治会の外に持ち出すとか自主防災会の外に持ち出すということになるとちょっと問題が出てくるかもしれませんので、まずその辺、ちょっと十分注意をして整理をしていただけたらというふうには考えてお

ります。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） こんな自主防災組織しても、地域住民の意識、これを高めようというのが一番大事なことと思うんです。非常時に急にやってもなかなか追いつかないといいますが、やっぱり日頃からの訓練、これが一番大事かと思います。これも含めて、先ほど言われましたように、灸川、東の公民館でこないだもあったみたいですけども、東、灸川氾濫だけでなく麻里府地区においては、今の津波の想定されます。また、地震があったりそういったことも考えられますので、いろんな面でシミュレーションを行ったほうがいいと思います。

昨日も地震が、柳井ですか、震源地が柳井で、マグニチュードが4、震度2ぐらいでしたけれども、本当に身近なところで、こういった地震が起こるのは誰も想定していなかったと思います。ほんま、いつどこで、この田布施が震源地になるかも分かりません。それも含めて、こういった自主防災組織、意識づけをするにはやっぱり、先ほど言いましたように、民生委員の方とかいろんな方と一緒に、こうなるんじゃないかな、ああなるんじゃないかなという想定をして、これから訓練したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 大変いい御提言だと思います。以前、民生委員と福祉委員が協力して、自治会を含めて、支え合いマップというのを3、4年前に自治会で作ってもらいました。これの活用を、民生委員さんのほうからも、どうなのかという意見が出たりしたんですけども、先ほどの個人情報の問題で、山口の県立大学と提携して地図上に落として、かなりの労力を使って作って、すごいいい情報なんです。どういう方がそこにいる、その方は緊急時には誰に連絡したらいいというのをグループごとに自治会で話し合っ、それを地図に作ったその活用をいろいろ社会福祉協議会のほうにも聞いてきたんですけども、なかなか難しいということで、今言われたように、今現在、要支援者は、台風時には町民福祉課にリストがありますので、それに事前に連絡をして、避難の情報とかをお渡しをしているんですけども、先ほど答弁で出ましたけれども、システムが今度入ってきますので、今言われたように、以前社協がやったような形で自主防災会と民生委員と福祉委員を含めた形で情報の——それまでに個人情報の在り方をちょっとよく精査をして、以前のように、情報が出ないというふうな、なかなか規制がある中で、どうやったら活用できるかというのをよく練ってやらなくちゃいけないと思いますけれども、そういった形で進めて、台風だけではなくて緊急時の地震とかそういった形で、地元の方々の協力が得られる体制、これを町自主防災会を中心に作っていくべきだろうというふうに思っておりますので、今後、少し関係機関を含めて検討さ

せていただけたらというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） よろしくお願ひしたいと思います。

今後、5年程度で計画作成となっておりますけれども、のんびりしていただけないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、第2問に行きたいと思います。

高齢者のデジタルデバイト（情報格差）について、御質問いたします。

総務省は、高齢者らがデジタル化から取り残されないようにするスマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教えるデジタル活用支援員について、2025年度までの5年間の事業構想を公表いたしました。デジタル化から取り残される住民がいないようにする。また、講習会は携帯販売代理店や公民館などを会場とし、講師役が出向いてスマホ操作やマイナンバーカードを使った行政手続を指南します。

急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴い、デジタルの恩恵を受けられる層と受けられない層の情報格差は問題視されております。特に、年齢の相違による情報格差に係る問題、高齢者デバイス問題は議論されてきました。

町も高齢者向けに公民館でスマホ教室を実施しました。使い方だけでなく行政サービスの講座や手続方法、防災アプリの使い方なども行ってはどうでしょうか。会場も、公民館に限らず、高齢者いきいき館や今後建て替わる健康保健センターなどでも実施してはどうでしょうか。支援員もまた増やしてはどうでしょうか。

以上、御質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のように、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使える方と、そうではない方々の格差の解消が重要な政策課題となってきております。

内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がパソコンやスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に十分な支援が行き渡るようにしていくことが急務と考えられております。

このような政策課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができる地域社会を実現することは極めて重要であることから、国においては、昨年12月に「デジタル社会の実現に向け

た改革の基本方針」が示されました。

本町では、デジタル化の推進に向けて、今年の4月に企画財政課の中にデジタル推進室を設置し、併せて、全庁的な推進体制を構築するため、私を本部長とする「田布施町デジタル推進本部」を立ち上げたところでございます。

また、デジタル・デバイト対策など、デジタル化への課題の整理や、将来の方向性を明確化するため、今年5月には町独自の基本方針となる「田布施町DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進方針」を策定いたしました。

この方針は、第6次田布施町総合計画の実現に向けて、デジタル技術の活用の側面から取り組むための方針と位置づけたところでございます。

議員の御質問の1点目は、スマホ教室で、基本的な使い方だけではなく、行政サービスの講座や手続方法、防災アプリなども行ってはとの御提案でございますが、この事業は、今年度も既に引き続き携帯ショップに委託して、8月から来年2月末を目途に、町内6会場で、1会場当たり4回にわたり高齢者向けのスマホ教室を開催することといたしておりますので、また内容については検討してみたいと思いますが、まずは基本的な使い方がわからないという方が非常に多くおられますので、そうした御要望に応じるように教室の内容はしていきたいと思っております。

その中で、またアンケート調査等を行いながら、行政手続やアプリの活用方法などについて、応用講座等についても、また検討していきたいというふうに思います。

2点目の、スマホ教室を実施する会場でございますが、今年度から各公民館に加えて、高齢者いきいき館でも開催する予定といたしております。今後、新設いたします保健センターでの開催につきましては、今後、この保健センターの利用、運営方針等を定める中で、またスケジュール等も決まりませんので、また協議をさせていただきたいというふうに思います。

3点目の、国のデジタル活用支援員制度についてでございますが、この制度の補助対象は、事業実施団体が地元のIT企業や社会福祉協議会などとなっておりますので、町のような団体が主体となる場合は、補助事業の対象とはなってまいりません。しかし、将来、地域の担い手となる、高度なスキルを有するデジタル活用支援員の育成支援や派遣支援については、このたび国が示した「デジタル活用支援実施ガイドライン」などにに基づき、国・県等と協議しながら連携して実施してまいりたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 御説明ありがとうございます。

昨年公民館でこういったスマホ教室が行われてきましたが、昨年は何回されましたか。どこ

で。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 昨年は、各地域5会場で、それぞれ1回ずつ、基本的な基礎講座を実施しております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） スマホ教室の基本講座というのが6テーマございます。スマホの電源の入れ方、ボタン操作、電話のかけ方、カメラの使い方、インターネットの使い方、メールの使い方、地図アプリの使い方、LINEなどSNSの使い方、これが基本講座で、あと応用講座として5テーマ、マイナンバーカードの申請、マイナポータブルの活用、マイナポイントの申込み、e-Taxの利用、医療関係におけるオンライン予約、これが応用講座となっておりますけれども、今後、こういった応用講座、これは実施する予定でございますか。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今年度、先ほど町長からちょっと答弁がございましたけれども、6会場、その1会場当たり4回行います。その中で1回目、2回目は基礎講座、今言われたのをやっっていこうと思っております。また、応用講座については、先ほど町長も言いましたけれども、受講者のアンケートを行いまして、その結果で講師と協議していきながらやっていきたいと思っておりますけれども、先ほど言われましたように、マイナンバーを活用したり行政手続とか、地図アプリとか、キャッシュレス決済というのが最近多いんで、キャッシュレス決済のアプリなど、使い方などもやっていきたいと思っておりますが、とにかく高齢者のニーズが高い内容で行っていききたいと思っております。

また、もう一点、ちょっと私が今思っているのは、最近、高齢者が詐欺等に、危険な目に遭わないように、ちょっとセキュリティーの対策も含めた、安全に利用できるような、必要な知識の学習についても、講義の中で検討していききたいと思っておりますが、いずれにしても、高齢者のニーズに合わせて、講師と協議して内容を決めていききたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 次に、ちょっと詐欺対応をどうするのかというのを聞こう思ったところでしたけれども、確かにスマホが使えました。使ってみました。メールが届いて、クリックしたら詐欺でした。そういった詐欺にかからない対応ですよ、これが非常に難しいと思うんです。やっぱり高齢者の方、ちょっとかかりやすいといいますか、今まで使ったことがないスマホを使い始めて、急にいろんなメールが来たらつい信用してしまう。こういったこともございます。それを

含めて、こういった詐欺対応、こういった対策が望ましいと思われませんか。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） そういった高齢者が危険な目に遭わないようなセキュリティー対応というか、詐欺対応をしていかないと思うんですけども、その内容については、またちょっと講師の方と協議して、また決めていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） よろしくお願ひします。

先ほど答弁がございましたが、70歳以上の方が今4割の方しかスマホを使っていないんです。6割の方はまだ使っていない。これからデバイス問題、これを解消していくためには、やっぱり70歳以上の方も対象に、こういったスマホアプリ、スマホ教室、これを行って、解消していくということになるわけですけども、なかなか若い方は、20代、30代の方は、ほぼ100%、90%スマホに慣れていらっしゃるんですけども、やっぱり70歳を過ぎた方で、いきなりスマホを使って、そのときには覚えているけれども、帰ったら忘れた。そのときに、例えば公民館でちょっと聞くとか、そういった支援員というか指導員といいますか、東京の船橋では、公民館にそういった方がいらっしゃるしまして、ちょっと分からんときにはそこに行って聞くと、そういうふうにされておられます。各公民館にそういった支援員といいますか、そういった方がいらっしゃるほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、公民館等の支援員、アフターフォローというような観点からの御質問だとは思いますが、まず、講師について、ちょっと御説明させていただきますと、講師に依頼できるとなるのは3つの条件が私はあると思っております、1つはスマートフォンのスキルが高い人、2つ目としては受講者にスマートフォンを貸し出せるということと、もう一つは受講者に販売活動をしなないとか中立であることというのが、私が今担当者に言っている講師の条件というところでございます。

今、公民館でそういう支援員をとという話でございましたけれども、今のところは、その教室の中でしっかり講義を受けていただいて、やっていければと思っておりますので、今のところちょっと考えてはないというのが現状でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） これから解消していくためにも、支援員というか、ちょっとわからんからちょっと教えてといったときに、はい、教えましょうといった、そういったレベルでいい

んですけれども、そういった方が各公民館にいらっしゃったら、すごい幸せだと思いますが、そう
思いませんか。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほどちょっと町長答弁がございましたけれども、国ではデジタル
活動支援員制度というものがございます。そういった中で、高度なスキルを有するデジタルの派
遣の支援というのも1つメニューの中に、たしか入っていたと思いますので、そういう制度の中で、
育成も含めて、国の制度が今から、令和4年から令和7年度までやっていくというお話しなんで、
そういうマッチングも国がやっていくということなんで、そういうところを注視していきたいとい
うふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） このデジタル活用支援員なんですけれども、普通の、一般の人と
かそういった方もこういった支援員になれるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） このデジタル活用支援員の国の制度なんですけれども、基本的
には携帯ショップがある地域が補助対象というものになるわけなんですけれども、本町で言えばショ
ップがないんで、補助の対象にならないんですけれども、今後、携帯ショップがない市町村におい
ても講師が派遣できるように、それがちょっと誰かというのはちょっと国がマッチングしていくわ
けなんですけど、国がその制度を拡充していくというふうな方針が示されておりますので、ちょっと
今後、国・県と連携して、スマホ教室の充実を図っていきたいというふうに思っています。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） こういったデジタル・デバイト問題、日本全国的にすごい問題に
なっております。詐欺に遭わないように、いろんな対策をしながら、今後行っていただきたらと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 私は、通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は3件とも
一問一答でお願いします。

質問事項1は、若者の県外流出についてです。答弁者は町長にお願いいたします。

質問要旨は、人口減少が加速する山口県及び本町にとって、長年続く若者の県外流出は大きな課

題だ。東京周辺や隣接する広島、福岡への転出が続き、特に若い女性の占める割合が大きい。地方創生や企業誘致など、あの手この手で若者の定住を図っているが、目に見える成果には至っていない。

本町の最近の県外転入・転出状況を見ると、男性は転入超過となっているが、女性は転出超過であり、令和元年26人、令和2年11人、令和3年35人であった。若い女性が地元を離れる理由で最も多いのは、「地方ではやりたい仕事や、やりがいのある仕事が見つからない」という調査結果がある。そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、製造業以外のIT企業やサテライトオフィス等の誘致が必要では。
- 2、都市から地方への新たな人の流れを大きくするテレワークやワーケーションの推進は。
- 3、地方の働く現場で男女の格差が是正される対策は。
- 4、仕事と家庭の両立や子育て支援の対策は。
- 5、若者への起業支援対策は。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のIT起業やサテライトオフィス等の誘致と、2点目のテレワークやワーケーションの推進については、まとめてお答えさせていただきます。

御存じのように、本町においては、国庫補助金等を活用し、現在、馬島を除く全ての地域に民間の光ファイバー網の整備を終えております。また、馬島につきましても、本年度事業として、モバイルルーター貸出事業に取り組んでいるところでございます。

このように、情報通信基盤が整ってきた中で、これまでの企業誘致だけではなく、IT起業やサテライトオフィス等の誘致、テレワークの推進など、さらなる検討を行う必要があると考えております。

また、国においては、「デジタル田園都市国家構想」に基づき、サテライトオフィスの誘致やテレワーク等の推進などの取組に対して、交付金などの用意もされております。

また、山口県では、IT起業やサテライトオフィス等の誘致やテレワークについて強力的に推進されており、本町もその枠組みに参加し、県からの情報提供やパンフレットなど、県のホームページに本町の情報も掲載しております。

一方で、その実現につきましては、自治体の実情に合わせて様々な形で対応されてきております。

近隣のまず状況でございますが、柳井市では、空き事務所に民間事業者がテレワークができるコ

ワーキングスペースが誘致されております。周防大島町では、町ゆかりのIT企業の誘致、そして、光市は、これは完全な民間事業として、コワーキングスペースが運営されております。岩国市では、市から民間に委託してコワーキングスペースが運営され、また、誘致に向けての補助金につきましても、東部地域では柳井市、岩国市、周南市、周防大島町で制度化されてきております。

本町におきましても、今後どのような形でIT起業やサテライトオフィス等の誘致やテレワークなどを推進していくか、今後、調査・検討をしてまいります。

次に、3点目の御質問でございますが、地方の働く現場で、男女の賃金格差が是正される対策についてでございます。

男女雇用機会均等法の施行以来、企業内等での女性の活躍の場が広がってきているものの、厚生労働省の調査でも依然として賃金格差が大きいとされております。やはり賃金を含めて男女格差解消に向けては、企業等の自主的な取組が必要でございますので、今後とも労働条件の向上等、男女雇用機会均等法等の趣旨や制度の普及啓発の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の仕事と家庭の両立や子育て支援の対策についてでございます。

これにつきましては、本町の男女共同参画プランや子ども子育て支援事業計画に基づき諸施策を推進しております。地域における介護等の支え合いづくりの支援や、子育て支援包括支援センターや、新たに平生町と共同設置いたしました、子ども家庭総合支援拠点等における相談体制の充実、また、中学生までの医療費助成の所得制限撤廃や、保育環境の整備など、安心して仕事や子育てができる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

5点目の若者への起業支援対策については、若者と限っているわけではございませんが、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を平成28年度に策定しており、一定の要件を満たした場合、起業に対する優遇措置が受けられるように対応しております。

また、本町指定の創業支援セミナーとして、平成29年度から、柳井商工会議所主催の創業支援セミナーを開催しており、こうしたセミナーを受講された場合も、一定の優遇措置が受けられることとなっております。

そのほかにも、東京23区からの転居が前提ではございますが、山口県はやまぐち創業補助金の移住支援加算の枠組みにも参加しており、要件に合致した場合、交付金の対象となります。

今後、本町独自の支援につきましては、調査・検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） IT起業やサテライトオフィス等の誘致やテレワークなどを推進

していきたいということでございまして、そういうテレワーク、そういうことをすると、やはり東京、広島、九州と同じような仕事ができるということで、若者の定着になるのではないかと、このように思っておりますので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

それよりほかに、若者の転出が多いのは、仕事以外にも都会の魅力というものがあるかもしれませんが、若い人の定着を図るには近隣市町と協力し、通勤圏内に魅力ある商業施設やインフラ整備等の形成が必要ではないかと、このように思います。

鳥取県の県知事が言われた「スタバはないがスナバがあった」あそこにもスタバができたらしい、スタバ。そういうことで、この地域も、「スタバもあるが田園もある。自然もある」というようなまちづくりをされれば、若者もここに定住して働こうということになるかも分からないと思っております。

そして、そうすると都会からも、やはりそうはいいまして都会のほうから田舎に来たいという人もいるわけです。コロナ禍になり、また都会もなかなか、大変人が多くて、都会になり過ぎているというような気持ちもしております。たまに出張なんかで町に行くと、昔とは違うな。人が多過ぎる。これは都会になり過ぎたんじゃないか、このように私は年ですのでそう思うわけですが、若い人も田舎で暮らしたいという人もいらっしゃるようなので、Iターン、Uターンも期待できるかと思っておりますので、周り、下松なんかは相当商業施設が充実しておりますが、近隣市町村、協力してそういう体制が組めないかと。魅力あるまちづくりがこの通勤圏内でできないかというのを非常にいつも思っております。何かお考えがありましたらよろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 議員さんおっしゃることはよく分かります。柳井広域圏とか広島広域圏等の協議会が今参加をしております、その中でいろいろなテーマごとに職員を派遣して、勉強会も開いておりますので、どういった形で田布施町が魅力ある町になるかというのは、柳井広域も同じような市町が、広島広域圏にしても同じような市町がたくさんありますので、そういった協議会の中でいろんな知恵をいただきながら、方向性を見出しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） さっき言われた広島広域圏等にも入っておられるんで、観光、いろんな雇用面でも、ひとつよろしく願いいたします。

それから、人口減少、少子高齢化する地方では、やりたい、やりがいのある仕事がないと聞く。

そういうことで若者の起業を応援し、新しく働く場の創設が必要ではないかと思えます。

若い人にも、自分の働き口は自分でつくるといふくらいの気持ちも持ってもらいたいわけですが、それを後押しするよな起業の支援も必要であると思えます。

地域おこし協力隊の方がいらっしやって、最近はちょっと出会っていないんですけども、山口県に来て、ちょっとカフェを田布施で開きたいというよなことも聞いております。そういうことで、そういう起業を考えておられる方に町としての支援を、ぜひしていただきたいと思ふわけですが、その辺を、お受け止めやお考えをよろしく。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 大変ありがとうございます。地域おこし協力隊につきましては、活動後、また一定の補助金、支援があるというふうには聞いております。

本町におきましては、起業に対する支援というのは今のところございません。3月の一般質問でもございましたが、今後検討して、できるだけその起業がしやすい形の中で進めてもらいたいというふうには思っております。

県の事業として本町、今年度も予算化しておりますけれども、先ほど答弁にもございました。東京23区から移住した場合、山口県のマッチングサイトというのがございます。そちらのほうに就職すれば、単身であれば60万円、御家族で来られれば100万円に、今年度から新たに18歳未満の方がいらっしやれば1人につき30万円加算される支援制度がございます。

それとまた、個人で起業された場合は、山口県産業財団が行います県内で社会的事業の創業を行おうとする個人に対して、上限がございますが200万円の2分の1が補助があるというふうには聞いておりますが、これはあくまでも公募型ということで、令和4年の4月28日から6月14日までの公募型になっております。これは一応毎年あるようではございますが、こういった支援があります。

そういった支援を踏まえて、本町においても今後検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） まあ、起業を考えておられる方のお金もちろんですが、助言や指導もよろしく願いいたします。

それで、今、先ほど言いましたように、男女均等社会といいましょうか、労働省が301人以上の企業は省令を改正し、男女間の賃金格差の改良を義務づけるように、これからするということでございます。ほぼそのよに進むよに情報では入っているわけですが、町役場も男女間の賃金

格差を広報等で公表することが男女活躍の推進になり、地域の女性の定住と賃金格差の解消を促すことになるのではないかと思います。301名ですから、田布施町には一、二社ぐらいしかないと思いますが、役場も義務づけではございませんが、そういうことを公表することにより、この地域はそういうことを考えてくれる町だなということで、ぜひ、広報等でそれを公表されることを希望いたします。

ちょっとその辺の、よろしく。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 女性活躍推進法というのがございまして、これにつきましては民間企業におきましても国、それから地方公共団体におきましても、労働者や職員の職業生活と家庭生活との両立に関する勤務環境の整備に関する実績の状況について公表するということになっておりまして、これについては、例えば育児休業の取得とか年次有給休暇の取得とかということですが、これにつきましては、対象となる町内の民間企業につきましても、この田布施町役場につきましても公表のほうはしております。

役場につきましては、給料表というのがございまして、それによって給料が払われておりますので、そういう格差はないという現状でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ひとつ給料表はそうですけれども、やっぱり役がつくとちょっと給料も上がるんでちょっと格差がある。男女のその、どうといたしましょうか、役職とかそういうことも併せて公表を検討していただきたいと、このように思っております。

次に、2件目の質問を行います。

過疎地域の指定について伺います。答弁者は町長にお願いします。

質問要旨は、令和4年4月1日の官報で公示された、過疎法に基づく過疎自治体の割合が、全市町村に占める割合は47.7%から51.5%に上昇し、1970年の法制定以降、過疎の要件は法律が変わるたびに緩和し、初めて半数を超えた。過疎自治体になると、過疎債を発行し、インフラ整備事業などの財源を確保できる。さらに、元金の支払い費の7割を国が地方交付税で手当てしてくれる。

過疎地域に指定されている町職員がSNSで、我が町は過疎の町かと複雑な気持ちだが、すごい財政支援があることが分かり、これまでできなかった事業が次々に取り組めると、内心財政支援に喜んだと投稿していた。

そこで、次のことについて尋ねる。

- 1、過疎地域の指定を受ける要件は。
- 2、このたびの、過疎地域指定の要件緩和の主なものは。
- 3、本町が過疎地域に指定されないのは、どの要件でどのぐらい数値が満たされていないのか。
- 4、今後、本町が過疎地域に指定される見通しはあるのか。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

過疎地域の指定についてですが、まず、過疎地域とは、「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」において、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域と規定されております。人口や地域の年齢要件などの変動に応じ、過疎地域となる要件はこれまで5年ごとに見直しが行われてきております。

1点目の御質問は、過疎地域の指定を受ける要件についてでございますが、市町村ごとに過疎法で定める期間の人口要件と財政力要件が設けられております。

まず、人口要件につきましては、過疎現象を捉える指標として人口減少率が用いられております。また、人口の減少が引き続いた結果として、高齢者が多く、若年者が少ないといった状態が地域社会における活力の低下をもたらしているということに着目した高齢者比率及び若年者比率が用いられております。

この制度の見直しは、令和2年国勢調査の結果を反映した国の追加の公示が過疎地域の要件となっております。

2点目の、今回の過疎地域指定の緩和の主なものについてですが、基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用されるもので、令和2年国勢調査による過疎地域の追加の際は、激変緩和措置は設けられておりません。

しかし、このたびの令和2年国勢調査の結果を反映した国の追加公示では、主に3つの人口要件の変更と緩和措置、また、財政力要件の変更がありました。

1つは、40年間の長期の人口減少率が28%以上から30%以上に変更されました。

2つ目は、65歳以上の高齢者比率が38%以上、または15歳以上30歳未満の若年者比率が11%以下を満たす場合、過去40年間の人口減少率の基準値が5%緩和されることとなります。

3つ目は、平成7年から令和2年の中期の人口減少率が21%以上から23%以上減少に変更されました。財政力要件は、全市町村平均の0.51以下であることとなります。

これらの要件変更や緩和措置により、人口要件かつ財政力要件を満たせば過疎地域の指定となる

わけでございます。

3点目の御質問は、田布施町が過疎地域に指定されないのは、どの要件で、どの数値が満たされないのかについてでございますが、先ほど申し上げました、かなり複雑でございますので、こうした答弁で申し上げるのは大変難しいのでございますが、1つは、40年間の長期の人口減少率は、30%以上となっておりますが、本町が18%の減少で、長期にわたると、そんなに人口が減ってまいりませんでしたので、そういった根本がまだ減っていないという町ということでございます。

2つ目は、65歳以上の高齢者比率38%以上に対して、本町は36.2%、少し足りません。15歳以上30歳未満の若年者比率11%以下に対しては、本町は10.4%でございます。

3つ目の中期の人口減少率23%以上減少に対して、本町は11%と、まだ減少が進んでいないという状態になっております。

財政力要件の0.51以下に対しては、本町は、0.475となっておりますので、この辺が該当しているということでございます。

この過疎地域指定の要件から見ますと、若年者比率は基準値を満たしておりますが、人口減少率の緩和基準値を下回っておりますので、人口要件は指定の対象となりません。本町では財政力要件のみ基準値を満たしているという町だという状態でございます。

4点目の御質問は、今後、本町が過疎地域に指定される見通しはあるかについてですが、現段階での見通しについては分かりませんが、田布施町の将来推計人口においては、人口減少が今後も加速することや、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下も進行することは、今後も見込まざるを得ないというふうに思っております。

また、そのことで過疎化がもたらす影響は計り知れないため、今以上に人口減少率等が悪化しないように、町としては地方創生に取り組み、いかに持続可能な地域社会と町民の安全・安心を確保していくかが重要な課題と認識いたしております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今の答弁で財政力要件は0.51以下なので、本町は満たしていると。人口要件が満たしていないと。高齢化率は高い。ぎりぎりちょっと満たしていないぐらいで、こう見ると、お金はない、年寄りが多い。ちょっと最悪みたいと思うわけですが、過疎化にはちょっと、どうしようもならないということ。この表を見てみると、やはり人口は先ほどの答弁にありましたように、どうにか踏みとどまっていると。田布施町はあまり人口は減っていないということでございますので、まあ嬉しい、喜ばしいことです。

私がこういう質問をするのは、過疎地域になれということではないわけですが、委員会視察などでいろいろと岡山の奥のほう、九州のほうへ行くと、立派な公民館や地域の産業施設、保健センター、教育文化施設等が立派なのがありまして、そういうのを見ると、何でこんな田舎でこれだけお金があるんだろうかと思うわけで、そういうときは、ああ、過疎債でやっているんだろうなど。まあ研修でもあんまり失礼なんで、あんまり過疎債でやっているんかというのを聞いていないんで、まず予想しているだけのことをございまして、そういうのを見ると、そういう地域というのは、そういう研修に行くとその気持ちもわかるんです。面積は広い、人口は少ない。道はたくさんある。やっぱり国の支援がないとやっていけないような地域がそうはなっておるわけです。田布施町は幸い、今のところどうにか、そういうようにはならないということをございます。

そうすると、各課でよくアンテナ等を張ってもらって、国・県の補助対象事業を見つける以外にないと思うんです。単独では、これからなかなか先の財政力も弱いし難しい。そういうことで、補助対象事業やその保健センターをつくるように交付税対象事業等を活用して、町の発展、活性化に努めてもらいたいと思うわけです。これからも各課で、その辺はどのような対応をされているか、ちょっと御答弁お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 議員が言われる過疎地域というのは、国からの手厚い財政支援というものがございます。まずは、私が思うのは、田布施町が過疎地域の指定とならないように、人口減少の抑制のための施策を総合計画、総合戦略に基づいて推進していくということが大事なことだろうと思っています。

そういった中で、これまでと同様に、各事業を行っていく上で、国とか県の特定財源、先ほど交付税措置のある記載の借入れ等もおっしゃいましたけれども、議員が言われるように、しっかりアンテナを張って財源確保に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今まで、昨年、一昨年とコロナ禍により相当大きな交付金が国から来ております。今後、国の支援も、これが一段落すると大変厳しくなるのではないかと推測されるわけで、この町が十分な福祉の増進が進むかということになると、ちょっと頑張らなきゃいけないと、これからのいろいろ国の支援策も少なくなるのではないかと。

そういうことで、新たな広域連携というものが必要になってくるんじゃないかと。今までの、これまでの広域連携は実務面、ごみ処理、水道、し尿とか、今やっているのは周東環境衛生とか、ごみは平生とやっている。そういうことが中心でありましたが、今後は政策面、まちづくり、産業振

興、いろんな商業施設、観光、福祉、医療への展開が必要と思いますが、お考えを。

○議長（松田規久夫議員） 企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 政策面について、広域で連携をしてということでございますが、広域的な行政施策については議員が言われたように、一部事務組合または広域連合などで、構成市町で共同運営をしているところでございます。

各種事業については、先ほどちょっと副町長からも答弁がございましたけれども、柳井広域または広島広域都市圏の枠組みで取組を行っております。ちなみの今年度は、子供・家庭総合支援拠点の運営なども平生町と連携して行っております。

今後につきましては、議員さん言われるように、行財政の効率化を図る観点からも、近隣市町と情報を共有しながら連携を図っていきたいというふうには考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 単独ではなかなかこれから財政も厳しくなる、国も厳しくなると思われまので、ひとつよく連携を取られまして、このあたりだったら柳井市かも分かりませんが、市長のほうにも、ようはっぱをかけて、ようみんなでやろうと。ひとつよろしく願います。

それでは、質問事項3は、コロナ禍における公民館事業についてです。答弁者は教育長に願います。

質問要旨は、新型コロナウイルス発生から2年を経過し、コロナ感染の拡大を理由に、スポーツ大会、盆踊り大会、公民館祭り等いろいろな行事を、ほとんど中止にしていることに町民から批判があります。

事業内容をこれまでの方法と同じように行おうとするから実施に無理が起こる。今必要なことは、コロナ禍の中でどうしたら実施できるのか、事業内容や方法を見直すことが必要であります。しかし、それを地域役員会等に丸投げされても、地域の人だけでは実施不可能であり、事業の実施主体の教育委員会が主になって、ウイズコロナ時代に向けて見直しを進めていく必要があると思います。社会教育課には社会教育主事などの専門職が配置されており、いろんな経験を持つ人材もおられます。しっかり指導助言していくことが地域コミュニティの推進活性化に必要と思われま。

こうしたことで教育長の受け止めやお考えをお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えいたします。

2年前、新型コロナウイルス感染拡大予防に伴いまして、学校をはじめ、様々な経済活動が休止・延長されるなど、私たちの生活様式は大きく変わってまいりました。

当初においては、国や県から示された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針とかガイドラインなどの対処方針が次々に示されまして、これらに基づいて地域の感染状況等も踏まえて対応することが求められました。

こうしたことなどから、各種行事の開催、あるいは貸館利用を制限したり、地域の様々な活動やイベント等も中止や延期することを余儀なくされ、多くの方々や関係者の皆様に御迷惑をおかけすることとなり、大変心苦しく思っているところでございます。

現在は、全国的にも、本県や本町においても収束の兆しというか、傾向はありますけれども、変異株への置き換わりなども見られる中、今後、急増する可能性も否定できません。

しかしながら、これまでの間に、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりますとともに、この感染症に関するこれまでの知見を踏まえたり、感染症対策の経験を生かしたりすることなどにより、次第に各種の活動やイベント等の開催の制限も緩和される傾向にはあります。

こうした中、議員から御提案もありましたように、今後の事業やイベントの開催につきましては、基本的な感染対策を十分に講じるとともに、開催方法や内容に工夫を凝らしながら、実施する方向で知恵を出し合うことが必要であると考えております。

公民館とその活動は、地域のコミュニティづくりの重要な役割を担っておりまして、教育委員会といたしましては、地域住民の自主的な取組を尊重するとともに、ニーズや要望等に十分応えられるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） コロナ禍で事業を実施すべきかどうかの判断は、地域の役員会の判断に任されており、各地域で実施する地域と中止する地域とが統一されていない。これは公民館祭りや盆踊りは2年間、今まで中止です。どんど焼きについては、城南、麻里府は実施したが、麻郷公民館は中止だったと。スポーツ大会は、麻郷公民館は中止で東公民館は開催、西公民館はこの10月ですから、今から決めるということで、各地区の公民館で足並みをそろえて統一的に実施していただきたいという意見がございまして、そのあたりは検討をよろしく。

○議長（松田規久夫議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 公民館事業につきましては、先ほど教育長も申しましたとおり、国・県のガイドライン等を参考にしながら、先月20日の公民館館長会議でも、田布施町の基本的感染対策の目安としてお示しをさせていただきながら、そこを公民館と各公民館の地域の運営委員会で、それを協議していただいて、それぞれ判断をいただいているというところで、そのイベ

ント、行事についてはそれぞれ条件等が、行う場所の広さだとかスタッフの確保だとか、そういった状況がそれぞれ異なりますので、なかなか一律にというのは難しいのではないのかなというふうに考えております。

そこでの判断は尊重しつつ、教育委員会としましては、必要な助言、また情報提供を随時行いながら連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） いろいろ、社会教育課にはいろんなそういうイベント、あるいはいろんな行事をやる、そういう知識やノウハウがあると思いますので、ひとつよく指導して、あんたらどう思うかだけじゃなし、どう思うと言われたら、地域の人としたら、まあ安全な方向でやろう、まあ中止にしよう、感染が起きたら大変だというような意見も聞いておりますので、ひとつその辺は助言をして、周りの近隣市町村の状況等もよくその判断材料として提出されて、柳井市はこうだ、平生はどうだ、そういうことも、光はどうだというような、それも地域の人判断材料になるかと思っております。

そして、コロナ禍の中ではあるが、公民館祭りだけは、ぜひ開催していただきたいと。高齢者は1年1年が勝負で、人と交わりたいという意見がございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。伊村渉議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） それでは、よろしく願いいたします。

質問は2問です。質問事項1、田布施町消防団の安全管理マニュアルがあるか、2、町所有の遊休農地の有効利用について、この2問をお願いいたします。答弁者は東町長でお願いします。

質問要旨。質問事項1、町消防団の安全管理マニュアルなどはあるか。

質問要旨。全国では今までに雲仙普賢岳の噴火や、東日本大震災などの災害で多数の消防団員が亡くなっている。田布施町では過去に大きな災害は起きていませんが、発生する前に団員の心得、安全管理マニュアルが規約としてあれば遵守できているか、なければ町消防団として作成し、訓練

時の状況であり、出動の状況であり、即対応できる状況を整えておく必要がある。

現在、消防団員の仕事は、訓練、火事、風水害、津波、避難誘導など多様に変化しています。その中で、自分の身の安全を確保することはもちろん、町民の生命、身体、財産を守るという使命を全うすることを基本理念として行動していただきたい。

まず1、田布施町消防団の心得というようなものがあるかどうか。

2、組織図はどうなっているか。

3、出動時の安全管理マニュアルがあるか。

イ、火災時の場合の留意事項

ロ、風水害時の場合の留意事項

ハ、退避判断基準などがあるか。

4、活動マニュアルはあるか。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

毎年、大規模な災害が日本各地で起こっておりますが、平成23年の東日本大震災は其中でも最も大きな未曾有の大災害となったわけでございます。

被災地の消防団員は、自らも被災者であったにもかかわらず、各種の応援隊が引き上げた後も最後まで活動し、水門の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、御遺体の搬送・安置など、住民の生命・安全を守るため、実に様々な活動に献身的に参加されてきました。

しかし、東日本大震災では、254名もの消防団員が犠牲となっており、うち198名は消防団活動中の犠牲というふうになっております。

こうしたことから、全国の自治体では安全管理マニュアルの策定が進み、策定に当たっては「消防団員の命を守ることを最優先すること」という考え方を明記することが重要となっております。

田布施町でも、平成27年3月に「田布施町消防団震災対応マニュアル」を策定しており、その際、平成26年3月の山口県地震・津波防災対策検討委員会において公表されました南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果の数値により、安全に活動できる時間を算出し、「津波からの退避ルールフローチャート」等を作成しております。

また、簡易版ではありますが、「火災への対応マニュアル」、「行方不明者等捜索マニュアル」、「水門等の管理マニュアル」を作成しております。

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められました。この法律の制定の目的は、一人一人の生命を守るためにどうするか、そのやり方を明らかにし、これを実行していこうというものでございます。

この第3条に基本理念があり、地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、消防団がその中核的な役割を果たし、地域の防災体制の強化を図ることとしております。

本町では、今年度より機能別消防団員制度を導入し、10名の枠に対し8名の入団があり、残る2名に対しても別分団での入団ということになっております。その他、資機材の整備、報酬の引上げ等を行うなど、消防団の充実強化を進めております。

南海トラフ大地震が今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、切迫性が高い状態となっているとともに、マニュアル策定から7年経過し、新たな団員に周知できていない面もあるため、年4回開催しております分団長会議や、年2回の全体訓練及び毎月実施しております分団ごとの整備点検等で、全員に周知・徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

マニュアルが作成されてから7年が経過しているということで、また新たな段階に入ったように思います。

それで、今現在の田布施町の消防団員数は何名おられますか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 定員が187名でございまして、現在定員よりも20名程度少ない状態でございます。そのうち10名が、このたび機能別消防団員に割り当てているというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

20名の欠員ということなんですが、それは例えば消防、今まで団員でおられて退職された。まだ体も元気に動くというような方を、またお願いするということは、緊急時ですよ、そういう場合をお願いをするということは可能なんですか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） やはり火災現場ということもございますので、いろいろ災害の現場とか危険な面がございますので、やはり団員もしくは機能別消防団員に入っていただく方をお願いするということになると思います。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

やっぱり消防団員というのが、当初の決められた定員数という時期から経過をして、町の住民数も少なくなっておられると思うんですよ。そういう部分もあるんですけど、やっぱりこの緊急時というのは、今の核家族の場合に、ちょっと形が変わりまして、今まで私たちが子供のころは、大体家庭の台所には必ず「火の用心」というような張り紙が、柱やら、あちこちに貼ってあったと思うんです。それから、風呂も大体住居よりもちょっと離れたところに風呂場がありまして、やっぱり火事には昔からそういうふうが一番気をつけておったんじゃないかと、かように思うんですが、そこらはどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今おっしゃられるように、昔はまきで風呂をたいたり、台所についても、例えばガスが主流だったわけですけども、今は電化になってきまして、耐火構造、非常に防火に強い、防火構造の家屋になってきているということで、その辺の確かに意識の油断ということが出てきているのではないかということではあると思います。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

ちょっと漠然とした質問で申し訳なかったんですけど、結局、火事というのはもう初期、最初の5分が勝負じゃろうと思うんですよ。最初の5分でいかに火を防ぐか、そういうところの意識が団員皆さんに共有されていないと、やっぱり何ぼ急いでも自分の身体に異常をきたしたり、失敗をする。それは日頃の訓練によって賄える部分じゃないかと思えますし、消防団と消防署の方の連携です。彼らはプロですから、毎日が訓練です。だけど、消防団というふうになると、一応明記が特別職の地方公務員というような役職になるようになっておると思うんですが、そこらをいかに消防署と消防団が物事を共有し、連携し、そういう災害に対応していくと、そういうふうな流れで進めば、そこらで事故であるとか災害が最小限に抑えられる、そういうふうなことになろうかと思うんですよ。

そこらを、これから消防団員の訓練であり、日頃の管理マニュアル、先ほど言いましたが、管理マニュアルですね。それから活動マニュアル、そういうものを大事にしていてもらいたいと、そ

ういうふうに思いますけども、そこらは消防署との連携というふうな形で、どんとなですか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 普段の連携ということで言いますと、共同で訓練をしたりとか、分団長会議なんかでは、消防署のほうからも来ていただいて、意見交換をしたりとかということはやっております。

現場での連携ということで言いますと、先日もちょっと夕方から麻郷のほうで火災等がありまして、私も行ったんですけども、やはりだんだん暗くなってまいりますと、消防署のほうに来ても誰が分団長なのか見えにくいとかというような意見もあるようでございます。そうしたことで、夜間でも誰が分団長かというようなことがはっきりわかるような服装ですとか、そんなことはちょっと検討してまいりたいという話は出ておるところでございます。

○教育長（鳥枝 浩二君） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

それと、各分団によっては、装備、一連の装備、昔と比べたら最近の装備は非常に高価なものが多くなっているんじゃないかと思えますけど、その装備にしても、麻里府地区のように4分団やなんかはすぐ海がありまして、まずは高潮であるとか台風、そういう時期に対応できるような装備、例えばゴムボートであるとか、そういうものが要かどうかということも分団に確認をしながら、どういうことが要するかというような装備についても、これから考えてもらいたいと思うんですが、そこらはどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今議員がおっしゃるように、分団につきましても、4分団はやっぱり4分団の地域の特性とかもありますし、それぞれの分団で特性ということがあると思えますので、その辺は連携して情報共有をして話していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

それと、そこらの装備も含めてですが、マニュアルの基準なんですけど、今の消防車に乗って出動する部分のそれまでの組織図やなんかというのは、連絡網であるとか、そういうものは例えば火事があった、災害があったという時の出動、そのサイレンの鳴り方なんですけれども、そこらは火災の大きさによっても違うと思うんですけど、こまい火事で田布施町全部の分団のサイレンを鳴らさんと思うんです。そこらもどういうふうな部分で、消防署から来るんですか、あれは。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 常備消防でございますので、その権限は消防署のほうに移しておりますので、町は消防団の管理が業務として残っている。ですから、招集サイレンでございますが、それは一応もう光地区消防組合のほうにお任せをいたしております。

基本的には、小さな火災ですと各分団ごとのサイレン、しかし、建物火災とか山林とか、大きな出動が必要になる場合は、消防署と連携を取ってというふうに２段階でやっております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

それと、消防車に乗って出動する場合のケースなんですけど、最近は大体会社で、大きな工場であるとか、そういうところへ入るときには、必ず車を車両すると車両止めというロックの機能を必ず車輪に固定をして、車が動かないようにするような状況、必ずこれを履行せにゃいけんようになっておると思うんですけれども、消防車も、例えば団員が、火災が起きたときに出動が出たときに、その分団の車庫に何名以上が、何名そろったら出動ができるというような規定があるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 規定は、私も最近関わっておりませんが、基本的には消防ポンプが安全に運べるという、基本的には４人で操作するようになっておりますので、給管とか送水管ですか、４人が必要だろうと思います。しかし、２人、ほかの分団がおりますので、２人でも３人でも出動していることはあると思いますが、基本は４人がセットであるというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

４名おれば十分じゃろうと思うんですけど、やっぱり２名、３名でも出動せにゃいけんケースもあろうと思いますし、まずそういうふうになった場合に、車の移動するものが車庫から車両を出す場合に、確認の合図をし、それから消防車に乗車して、規定の位置に座り、自分が落ちんように必ずそういう落ちないような棒を握ったり、そういうことが規則としてあろうと思うんです。だから、そこらを今まで誰かがやっちゃったからえかろうというんじやのうて、そういうマニュアルを必ず各分団に作って、活動マニュアルとして、留意事項、火災が発生して、車庫から出て、現場到着して、合図をし、装備を下ろし、それから消火活動をするとか、そういうことが一連の作業で終わって、今度は撤収をする。

そういう場合に、まず署員が何名おったか、それから人員は間違いなくおるかとか、そういうことも確認をせにゃ当然いけんと思うし、それから、周りの人にけがはなかったかとか、それから装備の撤収をして、今度車庫に帰ったら、また装備が完全に持って帰っちゃうるかとか、落ちこぼれ

はないかとか、それから人員が皆そろって帰ったかとか、そういう最終段階までを一応マニュアルとして作っていただきたいと思います。そこらはどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 議員おっしゃいましたこと、大変大事なことだろうと思います。出勤という非常に急ぐ状況の中で、飛び乗って、確認をおろそかにしてスタートしたりすると大きな事故等にもつながりかねず、その火災の消火にも影響するということがございます。そういう意味でも手順書というのは大変必要なものだろうと考えておりますし、ちょっと分団長会議とかでも話して、こちらのほうとしてもちょっと検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） はい、ありがとうございます。

そこら、ひとつ徹底してやっていただきたいと思います。

それと、今度は、特に風水害時じゃないかと思うんですけど、退避判断基準です。もうこれ以上はできないと、これはもう我々の身体に影響を及ぼすというような状況、その退避判断基準というのも大事になってくるんじゃないかと思うんです。それは消防団員を含めて、これから初めに西本議員が避難のことを言われておりましたけど、今、特に高齢化が進んで、独居の方もおられる。当然そうだし、ペットを飼っておられる方が、ペットと一緒にないと逃げられんというようなケースもあろうと思うんです。そこらも含めて、そういう場合を想定した部分はどうであろうかというようなことも考えりゃ切りがないんですけど、やっぱりそこらまでやっていかないと、今のようなコロナ禍の流れの中では、どこまでできるかということもあろうと思いますし、それからその装備にしても、AEDやなんか、特にこの庁舎にも当然あろうと思いますし、公共の建物、図書館であるとか学校であるとか公民館、そういうものには皆AEDが備えられていると思うんです。そういうものの使い方であるとか、そういうことも含めてお願いしたいと思いますが、AEDを公民館で使用したケースがありますか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ちょうど私が教育委員会におったときでございます。

1度、社会教育課のほうで御高齢の方が倒れられて、AEDを使ったことがあります、ちょっと命のほうは救えなかったというケースが1回ございました。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

このAEDは、本当にすばらしい機械で、止まっている心臓を動かしてくれるケースがあるんで

す。これは本当に無駄にはできないんで、このAEDの使い方であるとか、そういうふうな訓練も含めてこれからお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、2問目なんですが、町の遊休農地の有効利用。答弁者、東町長でお願いいたします。

現在、町所有地で農地として活用できる場所が各地にどれくらいあるか。その調査過程において、交通、道路状況、利用者の安全や利便性が図られること、周辺農地への支障とならない場所を選定し、農地利用契約を作成し、町民へ無償貸し出しをしてはどうか。

「野菜を栽培してみたい、花を育ててみたいけど場所がない」という人には朗報であり、コミュニティの場所にもなると思われる。行政側にしてみれば利用者に貸し出し場所の管理をしていただいて、雑草の心配も少なくなるのではないかということで、まずそういう場所、農地、遊休農地があるかということ。

2、土地の貸出しができるか。またできるならそういう利用計画。

ちょっと案として書いておるんですが、貸出し農地利用契約書（案）

1、高校生以上の田布施町民であること。

2、貸出し面積

3、貸出し期間1年間（継続貸出し可能）

4、営利目的以外の野菜、花の栽培。

5、場所の又貸しは不可

というような流れでお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、現在、利用可能な町有地はというお話でございますが、町有地としてお答えすれば16筆の、約2万8,000平米がございますが、農地として利用できるというのはちょっとそこはなかなか難しい面があるかと思えます。造成をして、農園として管理すれば、できないところもないかとは思いますが、またそれは別の問題かと思えます。

議員御提案の農地貸付けの仕組みにつきましては、自治体、農協等が行います特定農地貸付け法による市民農園があります。これは、農園開設者が農業委員会の承認を得ることで開設できる仕組みとなっておりますが、まとまった農地がある地域で効率的な農地利用の分断をすることがないなどの一定要件があります。また、交通、道路状況、水、特にトイレなど、利用者の安全や利便性が図れる立地であること、管理運営方法や実施主体についても、慎重に検討する必要があると思えます。

しかしながら、農林水産業及び町特産品の振興を図ることを目的として造られました田布施町地域交流館ですが、野菜等の出荷者も高齢化により減少している状況もある中、サラリーマンや定年者の農業参入など、新たな出荷者の確保や都市住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など、多様な目的での市民農園の開設につきましては課題も多く、町有地の遊休も含め、今後どのような需要があるか、具体的に検討してまいりたいと思います。

現在、本町では農業経営を行う担い手へ集約し、効果的・効率的な経営ができるように、平成23年から、町内15換地区において国営圃場整備を実施しております。まずは、この圃場整備実施地区である地域の完成いたします優良農地の活用を図るとともに、事業の早期完成を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） はい、ありがとうございます。

今言われた圃場整備の流れの中での貸出しができそうなんですか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 圃場整備につきましては、コロナ禍で、今のところは考えておりません。農地として田んぼ、畑、そういった形の中でつくっていくという考えでおります。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員、どうぞ。

○議員（4番 伊村 渉議員） あれは圃場整備というのがちょっと私、よくわからないんですが、全体を全部圃場した場合に、それを全部個人の方であるとか、町の所有の土地がちょっと残るようとか、というようなケースはないんですか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 基本、町有地はございません。個人の財産を整備して、田として返すという事業でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） それでは、今の答えであった場合は、この市民農園の開設によってそういう農地を利用させていただくというふうな方法でないとできないんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 例えば、個人の方が農地を借りて田んぼとか畑をつくるというのは農地法上でございます。今伊村議員がおっしゃっていらっしゃいます市民農園というのは、先ほど町長が答弁いたしました、特定農地貸付法といって、農地法を通らない法でございまして、これは先

ほど申したように、例えば自治体とか農協さん等が持っている農地、または個人から借りている農地を市民農園的に開設して、それを各個人の方に、やりたいという方に対してお貸しするという制度でございます。

ただ、やみくもに貸すというのはなかなか難しゅうございまして、それには指導者とかそういった形の中で、ある程度の方が指導していかないと、やはり農薬の問題等々もございまして、幾ら自家消費といっても、そのやっぱりルールは必要だというふうには考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

私が一番この質問をしたという経緯は、結局農道といいますか、そこらが非常に、農道を通るのに空き地が結構あります。そういう流れで、雑草、今からがどんどん増えてくる部分じゃないかと思うんですが、道路周辺を含めて、特に鳥越から岸田に抜ける道路は、竹がもう両方から生えて、結局、これはどうなるんじやろうかというほど竹が生えてくるんです。そこらが何かうまい方法でそういうものも含めてうまい具合、いろんな地域であると思うんですけど、いい方法がないかと思うて考えた末がこれじゃったんで、そこらがうまいこといけばと思うんですが、また何かええ考え方があれば教えてください。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ほんといろんな御提案ありがとうございます。市民農園につきましては、多分私の思うに、ニーズはあろうかというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、適地なところでないと、やはり山の中ではなかなか難しいというふうには思います。

ただ、議員がおっしゃるとおり、やはり田園というのは国土の保全とか水源の涵養、または景観形成など多面的な機能を有しておりますので、そういった意味の中でも、できるだけそういったところがないような形の中で、特に竹もでございますけども、一部の地区では竹販の事業をやって、竹が伐採された地区もございまして、今後はそんなことも踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） はい、ありがとうございます。これからもひとつよろしく願いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、伊村渉議員の質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 午後の再開は１時３０分、従来どおりのコロナ禍ではありますが、１時３

0分、午後の再開とします。

それでは、休憩に入ります。お疲れさまでした。

午後0時00分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、通告ですと3点ほどお願いしておるんですが、2点目の、東町長の1期4年間の総括と次期町長選挙への出馬意向につきましては、後ほど、内山議員が同様の趣旨での一般質問をなさいますので、内山議員のほうにお願いをしたいと思います。私のほうは、2番目を割愛させていただいて、1番と3番の質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、1番目の質問でございます。一問一答で、答弁者は町長でお願いをいたします。

質問事項でございますが、阿武町の公金誤振込報道を受けて、当町の公金振込関係書類のチェック体制はどのようになっているかお尋ねをいたします。

阿武町が新型コロナウイルス臨時特別給付金4,630万円を町内1世帯に誤って振り込んだ問題は、全国的に公金処理の在り方について問題を投げかけています。町民の皆様も、この報道を聞いて「田布施町は大丈夫か」と思われたに違いありません。

今回の誤振込は、チェック体制が機能していれば防ぐことができたと思われませんが、当町の公金振込処理におきまして、支出命令書以外の振込用書類には、どのようなものがあって、その書類のチェック体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

阿武町で発生した公金誤振込については、御承知のとおり、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給手続の際に様々な要因が重なり、発生した事例であると思っております。

議員御質問の「支出命令書以外の振込用書類にはどのようなものがあり、その書類のチェック体制はどうなっているか」についてでございますが、例として、今回の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の場合でお答えさせていただきます。

まずは、給付金対象者のデータ入力、振込関係書類及び支出命令書の作成は担当課で対応し、このうち振込関係書類は3種類ございます。

1つは、町の指定金融機関である山口県農業協同組合へ振込を依頼する振込送付書、1つは、振

込金融機関ごとに氏名や住所、支給額等の口座情報が記載された口座振込依頼書、もう一つは、金融機関ごとに振込額等が記載された振込金融機関内訳書があり、さらに振込関係のデータが入ったDVDとなっております。

これらの振込関係書類等のチェック体制でございますが、担当課で内容に誤りがないか確認した後、山口県農業協同組合田布施支所へ提出することになります。

また同時に、担当課は、別システムである財務会計システムにより支出命令書を作成し、決裁規程に基づき、内容に誤りがないか担当課と企画財政課で確認し、決裁されます。

その後、会計室は、その決裁された支出命令書について、財務規則に基づき内容を審査し、誤りがなければ小切手を作成し、指定金融機関である山口県農業協同組合田布施支所へ提出いたします。

その後、担当課が作成した3種類の振込関係書類とDVD、会計室が送付した小切手を、山口県農業協同組合で照合後、指定日に振込をいたします。

なお、こうした本町の公金振込の流れについては、後日資料を作成して、議員の皆様にお配りして、一応、田布施町の場合の状況を御説明を申し上げたいというふうに思います。

最後に、本町では、このような事例が発生しないよう、昨年度より課長会議を通じて、日常業務の中で事務処理マニュアルの作成を副町長から指示しており、その進捗状況調査も今年2月に実施したところでございます。

さらに私からは、5月9日の課長会議を通じて、こうした誤振込や支払漏れが絶対、発生しないよう、チェック体制等を再認識させたものでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御説明ありがとうございました。

今、御回答の中にもあったんですが、阿武町の今回のような事例が、463世帯へ10万円ずつが1つあった。それで、1世帯に4,630万円の2通りが出たわけですが、そういう事態は、今の当町のシステムでは発生しないということよろしいですね。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 阿武町とシステムがもう全然違うもんですから、どうのこうの言えませんが、本町の場合は、流れが全く別になっておりまして、会計室は、もうその支給事務には全くチェックしませんので、あくまで支出命令書が回った、そのことに基づいて、財務会計システムで確認した後に、小切手を出すということになりますので、そういうふうに、混乱してということはない。

で、財務係のほうが、二重のチェックを、ペーパーで回ったものとデータの処理を、目で見て確

認をいたしておりますので、本町の場合は、発生しないというふうに確認をしております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今の町長の御答弁いただきまして、安心をした次第でございます。

1点ほど、ちょっと御確認をさせていただきたいんですが。最近の新聞報道なんですが、今回の誤振込を受けて、県が、県内の19市町に対して、先月5月30日付で内部統制に関する方針の策定を求める文書を、19市町に出したというふうに新聞報道があったんですが、田布施町において、どのように対応されるか、お考えをお聞きできると幸せます。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 議員おっしゃいましたとおり、5月30日付で、「各市町における内部統制体制の確保について」ということで、こちら田布施町にも届いております。

現在の地方自治法の規程ですと、県と政令指定都市につきましては、そういう体制の整備、方針と体制の整備というものが義務づけられておりますけれども、市町村については、努力義務となっております。現在のところ、県内市町村で方針等体制を定めている自治体はございません。

田布施町につきましても、そうなのでございますけれども、しかしながら、こういうことがあってはなりませんので、先ほど、町長答弁の中にもありましたけれども、特に定型的な業務につきましても、事務マニュアルなり手順書なりっていうものを作って、それに沿ってやればミスは起こらないと。それに加えて、チェック体制というものがそろえば、大きな誤りは起きないということだと考えておりますので、そういう指導を課長会議等を通じてしているというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

でしたら、この内部統制に関する方針ですか、努力義務だということで、やはり新聞にも書いてございましたし、昨年度末現在で、県内19市町で作っているところは、現在ないということも、ちょっと書いてあったんです。

今も御回答でいただきましたように、非常に我が町の公金のチェック体制、しっかりしているよということであれば、この内部統制に関する方針の策定について、どうされる御予定。これから検討されるんでしょうが、どうしてもつくらんにやいけんというほどではないんでしょうかね。どういうふうにお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 先ほども申し上げましたとおり、実質的にそういうミスとか事故とか

が起きないような体制をつくるということが、とても大事なことでございまして、そういうふうにしてしようとしているわけですけれども。形として、この内部統制の指針とか体制とか整備するかどうか、形として整備するかどうかにつきましては、ちょっと県内市町村の動向とか、近隣市町の動向とかを踏まえて、今後、検討することになるかもしれないという状況です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。公金のチェック体制しっかり取れているということを聞きまして、安堵した次第でございます。今後も、これまでどおり緊張感を持って公金処理に当たっていただくようお願いいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。続いて、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、図書館サービスの充実についてでございます。答弁者は、教育長でお願いいたします。

各市町には、図書館法を根拠法として図書館が設置してありますが、設置自治体の人口・財政状況等により、その規模はまちまちです。

ただ、図書館が知識や教養を身につけるため、調査研究のため、子供の教育のため、娯楽のため等、目的は人それぞれでございますが、文化的な生活を送る上で、必要不可欠な施設であることに変わりはありません。

現在の当町の図書館は、平成3年3月の建設でございますので、31年が経過しております。蔵書数は、約9万4,000冊で、人口1人当たりの蔵書冊数も6.3冊と県東部地域の町立図書館の平均8.6冊に達しておりません。館内が手狭で蔵書の増加への対応も難しい状況でございます。

厳しい財政状況下であり、建て替えもままならない中、ポイントを絞ってサービスの充実を図る必要があると考えております。人口減少に歯止めがかからない中、田布施町への流入人口を増やすには、やはり行政サービスの充実を図り、そのPRが重要と考えます。

今日の質問は、図書館サービスにスポットを当て、実現可能で、かつ有益と思われる取組について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、最初の質問でございますが、この図書館サービス向上のために、開館時間の延長ができないものが1点目でございます。

現在5時までですが、近隣を見ますと、柳井市の大畠図書館、岩国市の周東図書館、玖珂図書館は、やはり同じ5時までです。平生町平生図書館が5時15分まで。周防大島町の旧4つの町の図書館、それから柳井の図書館が6時までです。下松図書館は6時半まで。光と岩国が7時までという状況でございます。

5時までの開館では、勤労者の平日利用が不可でございます。身近に気軽に利用できるよう、せ

めて6時までの開館は難しいのでしょうか。

2つ目の質問でございます。蔵書の種類についてでございます。

配架スペースに限りがありますので、図書の種類を絞る必要があると思います。田布施図書館にない本も、他の市町や県立図書館から借りることが可能なので、ポピュラーな小説やマニアックな本は、相互貸借の利用とし、田布施町図書館では、子育て世代応援のため、絵本や育児書、子供向けの教育図書、また高齢者向けに大活字本の充実を図ったらと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目の質問でございます。

田布施町の年間出生数が100人を切るという事態を打開する一助といたしまして、子育てに関する本や、子育て支援施設の資料等のほか、おはなし会や保育所のイベント情報などを1か所に集め、子育て世代に役立つ情報を提供する子育て支援コーナーの設置を、また、創業、就職、転職をはじめビジネスに役立つ資料の設置や関係機関のパンフレット等を集約し、ビジネスに関する講座等の情報を提供する、ビジネス支援コーナーの設置を提案したいと思いますが、いかがお考えでございますでしょうか。

4つ目の質問です。

民間事業者等に、図書館が所蔵している雑誌の購入費用を負担してもらい代わりに、雑誌の最新号のカバーに、スポンサーの名称と広告を記載する雑誌スポンサー制度を取っている図書館がございます。

県内では、萩、長門、宇部、柳井、岩国の5館のほか、香川県では高松市図書館でも実施をされていると聞いております。田布施図書館での導入のお考えがあるかお尋ねをします。

5つ目の質問です。レファレンスサービスの周知についてでございます。

聞きなれない言葉でございますが、日本語で言いますと、調べ物相談、探し方・調べ物案内となります。

図書館と聞くと、本を借りるところというイメージが強く、各種の問題解決支援や情報提供機能、こういったレファレンスサービスがあることが、あまり知られておりません。「困ったときには図書館へ」また「分からなければ、司書に聞け」というキャッチフレーズが住民の意識に浮かぶように、図書館の積極的なアピールが重要だと思います。

当町の図書館年報でも、レファレンスサービスの充実が努力目標として掲げてございます。今後どのように周知を図っていかれるか、お尋ねいたします。

最後の質問でございますが、今、お願いをした諸点について、資料の充実を図ったとして、現状

としては、配架するスペースがない状態でございます。

そこで、現在の図書館の1階屋上に、フラットな部分が、総2階じゃないからあるんですが、そこを改築して、配架閲覧スペースにすることはできないでしょうか。

以上、6つにつきましてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、お答えをいたします。

公立の図書館は、知識や情報を提供したり、あるいは文化や教養を高めたりすることのできる、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯学習社会を支える場であるというふうに考えております。

まず、1点目の開館時間の延長につきましては、新たな人員の配置等も必要になることから、現在、本町より遅い、今、お示しのありました時間帯まで開館してサービスを提供しておられる近隣の図書館の利用の現状や、また、町民の方々の声等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

2点目と3点目の、利用対象者別の、これに合わせたサービスの充実についてお答えをいたします。

現在、図書館では絵本や育児書のほか、子供自らの調べ物学習に適した図書の購入に力を入れているところであります。とりわけ、乳幼児から本に接することにより、言葉と心を育てる取組の一環といたしまして、子育て世代の方を対象に、乳幼児向けの絵本等を届けるブックスタート事業、これを継続して実施しておるところであります。

また、乳幼児への読み聞かせの方法等の説明会を開催したり、高校生やボランティア団体等と連携して「おしゃべり箱おはなしの会」を開催したりしているところでございます。

次に、高齢者の方の御利用が多いということもありますことから、議員からお示しのありました高齢者向けの太活字本をはじめ、高齢者の方のニーズを踏まえた図書等の充実にも取り組んでまいりたいと考えています。

また、子育て支援やビジネス支援などの充実に向けたコーナーの設置等につきましても、関係部局や関係機関とも連携を図り、工夫してまいりたいと考えております。

4点目の、雑誌スポンサー制度につきましては、現在、町内の企業様より寄贈された雑誌を既に閲覧に供しているという現状もあり、この制度に先進的に取り組んでおられる近隣の市町を参考にさせていただき、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

5点目のレファレンスサービスにつきましては、現在、一般図書のほか、調査研究のための参考資料や郷土資料の活用案内、その他疑問に関する問合せや相談を電話や文書で受け付けております。

充実に向けましては、今後、人員の配置や確保が課題ではありますが、レファレンス・デスクといった特設スペースを設けることも検討してみたいと考えております。

また、レファレンスサービスという言葉になじみの薄い方もおられることから、より分かりやすく伝わるよう、調べ物相談あるいは探し物案内といった館内表示を工夫してみたいと思っております。

6点目の、現施設を改装して閲覧スペースを拡張する案につきましては、屋上部分を増改築をするということは当初設計から想定しておりませんで、荷重に耐え得る構造とはなっていないため、基礎部分から構造補強の検討を行う必要があり、現実的には無理であるというふうに考えております。

なお、配架スペースの不足解消につきましては、既存の書庫の整理等のほか、書架の増設等に対応することを検討してみたいと思います。

今後とも、図書館におきましては、可能な限り住民の要望や、ニーズに応えられるよう、引き続きサービスの充実・向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

今、開館時間の延長でございますが、前向きにといいますか、やはり人員の関係もあって、なかなか一概にはいかないところもあると思いますし、また、どこまでのニーズがあるかというところだと思っております。

この近隣とか県内を見ますと、町立図書館が割と5時まで、市立図書館になると7時まで。その中間が、下松市の図書館なんかは6時半であったり、それから、周防大島町は少し長く18時まで開いていると。若干の移動はありますけれど、そんな感じです。

ただ、私が思うのに、利用者が少ないから5時でいいじゃないかというのは、いかがなもののかなと。ちょっとでも仕事の帰りに、本をちょっと借りたいという要望があるのに、それを全くむげにしてしまうわけです。

ですから、利用者が少ないから要らないんだっていうんじゃなくて、やはり、少しでもそういうニーズがあれば応えていく。それを夜の8時まで開けるんなら過度なサービスですが、6時まで開けるのは、決して過度とは思わない。むしろ、開館時間が現在9時ですが、それを9時半に遅くしても、夜は6時にするほうが町民の皆様は喜ばれるんじゃないかなと思っておりますが。

それから、司書さんの人員の、今、話もございましたが、お1人でも応募して、ちょっと来ても

らえないかというあたりも含めて、教育長いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 議員さんからお示しをいただきましたデータを見ても、多くの図書館で、5時ではなくて6時近く、あるいは6時を過ぎても開館されているところが多いというふうには認識をしております。

ただ、開館の開始する時間につきましては、他の市町の中でも本町は早いほうだと思っておりますが、これは高齢者の方が随分早くから並んで入られる、利用されるという状況がありますので、時間をそのまま、今の人員で開館の終了時間を延長するという事は、なかなか難しいというふうに考えております。

また、時間が過ぎれば、どうしても複数配置をしないと、1人での対応というのはなかなか難しいものもありますし、防犯上、そういった施設といえますか含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 今の高齢者の実情は初めてお聞きしましたが、そういうこともあるんですね。分かりました。

ぜひ、やはり、実際借りる立場に立つと、6時まで開いているのはうれしゅうございますんで。あ、間に合うっていうふうに思いますし。それから、田布施町には本屋さんがないんですよ。ですから、本屋に寄るのも、わざわざ柳井であったり光のほうまで行かんにゃあいけんわけで。図書館があれば、ちょっと、この小説読みたいな、ないかなって寄れるところが、寄れないっていう状況とかもありますから。そうした意味でも、前向きに御検討いただけたら幸せます。

それから、蔵書の種類の話させていただいたんですが、今回ちょっと強調したいのが、児童書それから子育て支援の本、それから育児図書、それから絵本でございます。これを特に言いたいのは、1つは、やはり子育て支援に寄与したい。図書館という部署からの子育て支援は、やはりこうしたものが1か所で見れる、子育て支援コーナーというところがあって、そこに行けば、子供の育て方とかいろいろ育児の関係のノウハウというものの本とか、一括して見れるようなところがあることが、非常にお母さん方にとってはありがたいサービスなんじゃないかなと思って、ビジネス支援コーナーの設置と併せてお願いしたいと思ったところです。

それと、もう一点の理由は、絵本とか、子供の情操教育に非常に重要と思っております。ただ、これ個人で、もし買うと、そのときはいいけれども、子供が大きくなったら、絵本なんてそうそう見ることはないですから、もったいないんですよ。そうすると、田布施図書館で借りて、それで、

もうその幼児期を過ぎてしまえば、家に絵本を取っておく必要はございませんので。そういう意味で、図書館でしっかり絵本が充実しておれば、皆さんの子育て時の経済的負担も軽くなるんじゃないかと。そういう意味で、やはり子育て支援につながるなと思った次第で、この2つのコーナーの設置をお願いをしたらと思ったところでございます。

やはり、限られた財源の中で、いかにやっていくかということで、スポンサー制度がございますが、萩市なんかは、あそこは物すごく図書館が大きいんですが、雑誌が240冊あるそうです。そのうち、ちょうど半分がスポンサー制度で導入している雑誌だそうです。ですから非常に、経費かからずにそれだけの雑誌をそろえてやるっていうのは、これはもう、うちもまねない手はないなと思いますので、ぜひ御検討いただいたらと思います。

それと、最後の増築の件でございますが、確かにこういう耐震のこともありますので、難しいということですが、ちょっと突拍子もない話で恐縮ですが、元の県立田布施工業高校に、町役場が移転の話がございまして、今は県の総合支援学校になっておりますが、あそこのどこか一角が空いておって、図書館が丸々移転できるようなということは、難しいんでございませうか。ちょっと突拍子もない質問ですみませんが、お願いをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、子育て支援に関わる図書の充実ということなんですが、私、個人的にも子供の情操教育を進める上で、この絵本とか育児書は非常に大きな効果を持っておると思います。

現在、図書館のほうに参りますと、絵本でも非常に大判の絵本があります。これ、かなり高価なものなんですが、一般家庭で読み聞かせを、親が子供にするような絵本とは、そのまま拡大したような絵本が、図書館では利用できます。そういった大きな版の、図書館ならではのサービスと申しますか、そういったものにも充実を図ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

各種コーナーも、やっぱり、それぞれニーズに対応できるサービスを充実させるというのが基本ではないかなと考えております。ただ、その裏づけとなるのが予算でございまして、お示しのありましたスポンサー制度につきましては、ぜひ前向きに検討をして制度化してまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、書庫・開架スペースの拡充の課題でございますが、県のほうの施設の利用につきましては、私個人では何ともお答えできませんので、関係部署・機関と、ちょっと相談を、まず、してみたいと思っております。それが可能であれば、その後、どういうふうな方策で進めていくかを、関係部署で検討をしてみたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今、おっしゃっていただいた、元の県立田布施工業高校の利用がどうかというあたり、ちょっと突拍子もない意見で失礼だったんですが、もし、可能であれば、これほど経費節減で面積が広いスペースが得られるところはないと思いますので、御検討をぜひ、前向きにお願いしたらと思います。

そして、最後に1点、レファレンスサービスのことを、もっと皆さんに周知をしていただきたいということをお願いしたんですが。広報たぶせで、図書案内で1ページいつもあるじゃないですか。ああしたところに、レファレンスサービスっていうのは、どういうものなのかとか、レファレンスサービスがあるよっていうことでも、まずはいいと思うんですが、やはり出して、町民の皆様にお知らせされたいかがかなと。

それから、図書館に行きましても、特に、よく名前が、今回でも横にありますね。調べ物案内とか、探し物案内っていうようなコーナーでもいいと思いますが、そういう立て看板といいますか、ちょっとしたサインがあれば、それを見て、「あれは何かね、これは」って言われるのも1つのPRかなと思います。

それと、特にビジネス支援コーナーの設置に関してなんですが、先ほど瀬石議員からも説明がありました、起業するに当たってとか、テレワークですとか、そうした関係の資料等を、普通に興味を持って、どこへ聞きに行ったらええんか分からん。どういう補助制度があるかも分からん。県はどこが所管課かというようなことが全く分からないわけです。そうしたときに、「いや、あれは図書館にビジネス支援コーナーがあるよ、あそこ行ってごらん」っていうようなことが言えれば、そこに行ったら、各県、国、町の補助制度から、それに関する書籍から、パンフレットから皆そろっておれば、これほど役に立つものはない。「もう、それはビジネス支援じゃったら、田布施へ行きなさいね。あそこなら、一括で皆、分かるよ」っていうような、そういう一点取る図書館であってほしいなと思っております。

そのためには、今、あそこを歩いてみるんですが、スペースが、いかんせんないんですよ。もうこれ以上は入らんちゅうぐらい、もう、きゅうきゅうなんで。ぜひ、スペースが欲しいというのがあって、本当、突拍子もない話をさせていただきましたが、併せて御検討いただけたらと思います。

今回、学校のほうの貸出しシステムを新しくされて、非常に御努力されていることに敬意を表します。引き続き図書館サービスの充実を図っていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答で、答弁者はいずれも町長です。

質問事項の第1、地域公共交通計画の作成についてです。

大都市部、地方部を問わず、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性、活力のある地域の振興を図る上で、人の移動は欠かせない存在です。

しかしながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、バスやタクシーの運転手不足の深刻化、公共交通、定義は鉄道とかバスとかタクシーとかそういうものを言っているわけですが、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易でなくなってきています。

これまで続いてきた、バスやタクシーなどの民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担うという構造が難しくなっている中で、地方公共団体、県や市町村が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することが、ますます重要となってきました。

また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。

地域公共交通を確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結しますので、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要です。

国土交通省所管の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、地域公共交通のマスタープラン、地域公共交通計画は、令和2年11月の法改正で、地方公共団体は作成するよう努めなければならないと、努力義務に強化されました。山口県では、全13市が既に作成しています。

本年の3月定例会で「地域公共交通計画の作成は、いつ着手するのか」との私の質問に対し、令和4年度中に、今年度ですけれども、現在ある田布施町有償運送運営協議会を母体に拡充した協議会、そして、(仮称)田布施町地域公共交通会議を立ち上げる予定としている。計画は、令和5年中には作成したいと考えているとの答弁でございました。

そこで、次の2点。1つ、現在の進捗状況、2番、今後のスケジュールについて、お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の地域公共交通計画の作成着手については、3月の定例会でもお答えいたしましたが、令和2年11月改正の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が新たな法定計画として、令和6年度までに地域公共交通計画の作成が努力義務化されたことにより、本町においても、現在ある田布施町有償運送運営協議会を母体に協議会、仮称ではございますが、田布施町地域公共交通会議を立ち上げる予定といたしております。

1点目の進捗状況でございますが、今年1月に田布施町有償運送運営協議会が行われ、この協議会を母体に新たな協議会を立ち上げることについて御同意をいただいております。その他協議会のメンバー等については、8月中を目処に選定し、秋頃には立ち上げる予定といたしております。

2点目の今後のスケジュールでございますが、協議会につきましては1点目のとおりですが、計画作成につきましては、関係事業者等との十分な協議も必要と考えておりますが、現在では、計画作成による国庫補助もあることから、その申請が例年3月から4月頃と聞いております。交付決定後、プロポーザル方式で業者を選定し、これまで申し上げておりますとおり、令和5年度中には策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 3月のときに答弁いただいたとおりの形で、今も進んでいるという事で、大変安心しておりますけれども。

地域公共交通計画というのは、例えば、高齢者などが対象としたら、福祉施策であるとか、自動運転がもう普及するんだから、要らなくなるんじゃないとか、そういうふうなことを言われる方もいらっしゃるけれども、地域公共交通は、地域によって重要なインフラとなるものでありまして、今の自動運転につきましても、まだ専用道路なら問題ありませんけれども、町なかを走るのは、まだまだ問題があるような状況ではございます。

そういった中で、先ほど言いました、地域公共交通は、地域にとっての重要なインフラということで、前にも言いましたような、前段でも触れましたような状況で、ぜひ立派なのをつくっていただきたいというふうに思っております。

その中で、国土交通省のホームページにある、地域公共交通計画等の作成と運用の手引には、次のように記載されております。

地域公共交通計画のスケジュールは、期間とか法定協議会開催回数等は、地域の実情に応じ、適

切に設定することが重要で、よその猿まねは、もうできない。するべきではない。事前段階でも何も準備しないまま法定協議会を立ち上げることは、地方公共団体の担当者が調整に苦勞するだけでなく、地域旅客運送サービスに関する、地域の問題意識の共有化が図られにくく、法定協議会での議論が発散してしまったり、ビジョンが共有化されないまま、他の地域の計画を模倣して、形だけ整えられた計画が出来上がってしまったりする危険性があるということです。

計画策定に着手する前の年度から助走期間を設け、関係者へのヒアリングや運輸支局や学識経験者、コンサルタント等への相談を行ったり、関係者でワーキンググループ等を立ち上げ、地域課題やビジョンの共有化を図ったりすることで、その後の議論の進行がスムーズになることがある。加えて、計画策定年度の前年または前年度に導入しようとする交通サービスの社会実験を行うと、その施策を地域に適用させるための検討も進み、社会実装できる確率も高くなるであろうと。

また、計画作成やその後の運用に向けた予算要求や補助事業活用の相談・要望なども必要となるので、計画作成に着手する前の全準備については、これらを踏まえて、余裕を持ったスケジュールで考えておく必要があるというふうに書いてあります。

そういうことについては、今のスケジュールであれですけれども、焦らず、そして実のあるものをつくるというので、そういったことが書いてあると思うんですが、この点については、どう思われますか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、これは、ゆっくりとつくりたいというふうに思いますけれども、ケツが決まっておりますので、なるべく早い段階で法定協議会を立ち上げて、次年度に向けて計画をつくってまいりたいというふうに思っています。

当然、この計画につきましては、各市町もそれぞれ現状が違いますので、やはり本町に合ったものをつくっていかなくちゃならないというふうに思っています。当然課題があって、それに向かって施策というのが、当然、必要になってくるかというふうに思いますので、それは当然、関係機関またコンサル、マンパワーが必要でございますので、そういった形の中で、十分協議した上で、作成したいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 次に、この計画は田布施町単独の計画ですか。例えば、平生町も計画を策定するのでしょうか。情報があれば教えていただいて。

例えば、私が思うに、平生町民も田布施駅までの交通手段があれば、田布施駅から徳山駅経由で

新幹線を利用するじゃないでしょうか。わざわざ柳井まで行って、徳山まで行くっていうことはないと思うんです。これは田布施駅の、今度、駅のバリアフリー化の条件をクリアすることにもつながるかもしれませんが、田布施駅の利用者増につながるというふうに思うわけです。

もう一つ、田布施町には総合病院がないですよ。今は総合病院という言い方はしていないらしいんですけども、上関の町営バスは、柳井医療センターまで乗って行けるんです。上関は、地域公共交通計画というのを作成しておるわけじゃないですけども、柳井の医療センターまで行きます。柳井市ですよ。やっぱり、つくるときに柳井市や光市との連携も、田布施は大和病院とか光市の総合病院なんかがありますので、それも必要じゃないかと。

町内の公共交通の空白地域は、町内のほとんどが空白地域になっているわけですけども、タクシーは別ですけども。町営循環バスや民活型の、以前から私が言っている、デマンド型乗合タクシーっていうのも、候補に上げられるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） まず、この計画につきましては、一応、田布施町のみで今、考えております。議員おっしゃるとおり、当然、広域でつくれば、いろんな部分で助かるというふうに考えておりますが、柳井市につきましては、令和2年度に作成されておりますし、また、お隣の光市につきましても、この3月につくられたというところがございますので、次の時期を目指した中で、広域的に実は考えていきたいなというふうには考えております。

お隣の平生町につきましては、当初、その地域公共交通計画については、作成をしないというふうには聞いておりましたが、どうも作成するというふうな形の中で今、聞いてはおりますが、最終的には確認したわけではございませんので、またこれは、後日、確認したいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） これは一応、参考としてですけども、埼玉県のあるまちの公共交通の将来像というので、目標が4つ掲げられていました。それを見て、ちょっと披露させていただくんですが、目標の1、高齢者等が自ら移動でき、健康に暮らせる公共交通手段の導入。

目標2、町民が利用したいと思い、生活の質を維持できる公共交通機関の形成。

それから、目標3、駅周辺のにぎわい創出や観光振興など、町の活性化に資する施策の推進。

目標4、公共交通の利用促進や環境負荷軽減に資する施策の推進。これはCO₂の削減とかそういうのもつながるということだろうと思うんですけども。そういった目標も、ちゃんと田布施町に合った形でつくっていただけるものと思います。その辺についても、ちょっと御意見いただきました

いと思います。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。

当然、先ほど申しあげましたように、本町には、本町の独自の多分、課題があろうかというふう
に思っています。特に中心部におかれましても、先ほど落合議員が言われましたように、例えば総
合病院がないので、それがまた各地区がそれぞれ分かれて5地域に分かれております。

そういった課題もあろうかと思えますし、ある程度、やはり地域であります公民館を中心にしな
がら、それを本町の町の中心に向かった施策も必要なのかなというふうには、いろいろ考えており
ますけれども、本町に見合ったような形の中の課題をつくり、そして施策に反映をしていきたいと
いうふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

そして、次に、法定協議会の構成メンバーには、どのようなメンバーを予定されていますか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今、有償運営協議会を、先ほど母体にとということで、今のところ考え
ておりますのは、一般旅客自動車運送業、タクシー業者さんとか防長さん。または、あと関係機関
といえますか、行政、国また県、市町の職員、それで社会福祉協議会また警察でございます。

そのほかにつきましては、住民の代表ということで、社会福祉協議会または今現在、各地区で考
えていらっしゃる、支え合い麻里府、またはお互いさま城南といったような協議会の方を、地
元の代表といった形の中で、今、協議会のメンバーを選定しておるところでございます。

あとは、学識経験者で山大の先生か、また、徳山高専の先生かというところで、今ちょっと選択
をしているところでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。今言われた学識経験者とか、広告を打つようなマ
ーケティングに関する専門家なんかもいると、よりよいものができるだろうというふうに思って。
もう、本当、そのまちづくりの基本になるもんなんで、厳しい財政状況ではありますけども、思い
切ってやる必要があるだろうというふうに思います。

それから、今ある高齢者タクシー利用助成とか、買物送迎サービス事業とか、生活バス路線で負
担金なんか出している、みなし4条路線とかちゅう物も含めて、全てリセットして、改めてどう

いうふうにしたらいいかということも考えていただいたらというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、今言われたことにつきましては、課題の中に入ってくると思います。それがまた施策に反映されるという形の中で、例えばお隣の柳井市さんを見ましても、このような情報は入っておりますので、本町も本町に合った課題と施策をつくってまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それと、スクールバスの活用を考えていらっしゃるかどうかということですが、昔は、竹尾へ行くのも防長バスで行って、車に子供が乗って、小学校とか行っていたと思うんです。そういう意味で、いろいろスクールバスも手続的なことがあるだろうと思うんですけれども、公共交通の空白を解消する取組として、混乗化とか、スクールバスでも登下校のときに一緒に乗れるとか、登下校は別よと、空いた時間を利用するよとかいろいろあると思います。その辺もぜひ検討に入れていただきたいというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） スクールバスも当然、検討の1つに入ろうかというふうに思っています。以前、バスが上田布施、中西のほうに走っておりましたが、なくなったときは、たしかスクールバスを利用して、一般のお客様が乗られたということもございますが。これは、ちょっと教育委員会ともありますので、それはまた関係機関と協議をしながら、もしこれが利用可能であるというのであれば、これはまた1つの方策として考えたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それともう一つ、乗り継ぎ拠点って言ったら田布施駅ですよ。田布施駅の電車に乗って、どこかに行くということが多いと思うんです。今ある制度は、それぞれがタクシーの補助とかそういう形でやっていますけれども、田布施駅を起点に、まあ、柳井市の計画を見ましても、田布施駅の電車時刻との関連を併せて、そういった時刻表をつくっていくということも、大事なことじゃないかなというふうに思います。その辺はどうでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、民を圧迫するようなことはできませんので、やはりそれに合った、運行をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 1つ、これをやるにしても、結局、私も含めて、車にもう慣れてしまっていて、家からちょっと行くんでもすぐ車で行って、便利なんですよ。

それが結局、本当にうまくいくんであるかという不安にもなるとは思いますが、よくよく考えてみたら、車を買おうと思うたら、車を維持するには購入せんにゃあいけん。それから、メンテナンスの費用もかかるし、自動車税もかかる、重量税もかかる、自賠責の保険とか、任意保険とか、車両保険とか、車検代とか。ガソリン代もかかるわけです。

頻繁に物凄く利用する人なら、別でしょうけど。かえって、そういう循環バスとかいろいろのができたら、これを使うほうがかえっていいっていうのもあるし、途中、歩くっていうことで健康にもなるしという、いろいろなメリットもあるんで。

いろいろなことをPRしながら、本当に田布施町のためになる計画をつくっていただいたらというふうに思っております。地域公共交通は、それ自体がまちづくりのツールでありまして、田布施町に合った公共交通を実現していただきたいと思っておりますし、失敗を恐れないということで、すばらしい計画ができることを期待しております、一応、私の1回目の質問を終わりたいと思っております。

それでは、次、2番目の質問をいたします。

案内標識の点検及び設置についてです。

田布施町の本年4月末の住民基本台帳人口は、1万4,625人で、先月よりも50人ほど減っています。10年前の平成24年から比べたら1,600人弱減っています。

人口減少の中、地域経済を守るとともに活性化するためには、町外からの交流人口を増やすことが必要と考えます。町外から田布施町を訪れる人にとって、案内標識は、迷わずに目的にたどり着くことができ、利便性を向上させるのにも役立ちます。

私とよく歩く人、私もそんなにたびたび歩くわけじゃないです。ウォーキングを楽しむのが、どっちかというところ好きなんで、歩くんですけれども。かなり田布施町や隣接の光市や、柳井市や、平生町までも歩く人がおられまして、その人が私に対して、「田布施町は不親切だ」と。「標識がない」というふうに言われたのが、今回、質問する1つのきっかけになったわけですが。

そこで、この案内標識の質問するに当たり、田布施駅から役場、地域交流館、図書館、詩情公園、さくら橋周辺の案内標識の設置状況を、私なりに点検してみたんです。見落とししたこともあるかもしれませんが。

田布施駅を出ると、右側に田布施ライオンズクラブの標識があって、「歩こうたぶせルート8・7」は、町内全域の地図と共に8つの名所巡りと7つの古墳巡りのコースの内容が記述されており、立派なものです。

しかし、地図が漫画化っていうかデフォルメされているので、ちょっと距離感覚が少し混乱するんです。標識右下の田布施町、その標識の中にあるんですけど、田布施駅周辺地図は、田布施中学校とか郷土館とか役場、地域交流館が記載されており、分かりやすいのは分かりやすいです。

そして、その隣、田布施町郷土館案内図という標識がありました。これはちょっと古くて傾いておりました。

それから、駅から役場の方面に向かうと、砂田交差点付近に県道の案内標識があり、その下に役場への誘導看板がありました。あと何メートルっていうのだったと思います。

しかし、郷土館や中学校への誘導看板がないんです。中央橋を渡って、役場前の柱に納蔵って書いてあって、納蔵交差点ということになるんかもしれませんが、そこには県道の案内標識はあったが、地域交流館への案内看板はありませんでした。

役場前の交差点を左折して、地域交流館の前を通り、マックスバリューを左折して、商工会館サリジエまで行ってみましたが、図書館、モニュメントのさくら橋、モニュメントで、さくら橋というのをPRするとは思っていますが、そういうさくら橋、商工会館サリジエの誘導看板はなかったんです。

あの辺の方も、時たま、あの辺の方にちょっと聞いてみると、サリジエってどこにあるんですかっていうのを聞かれることが多いそうです。これは、商工会のほうで看板は立てなくちゃいけないのかもしれませんが、そういった形で、なかなか案内標識が少ないっていうのが、今の田布施の特徴じゃないかなというふうに思います。

そこで、次の2点についてお聞きします。

1、案内標識には様々な種類があり、それぞれ設置場所、設置主体、標識の利用者などが異なっております。各案内標識は、それぞれの整備主体が、その目的のために設置していますが、障害者もこれらの案内標識を活用しています。この中には、地域活性化に大きく資する町・民間等が設置する案内標識もあると認識しております。

役場の中で、案内標識について担当する部署はどこなのか。どこですか。

それから、2番目に、今後、案内標識の整備に関する基本的な考え方を確立するとともに、町全体の戦略的な案内標識の整備を推進することも重要と思いますが、どう思われますかということでございます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、案内標識全般についての担当課というものはありませんが、目的地の方向や距離経路を案

内する標識については道路管理者がそれぞれ設置等をいたします。また施設等の案内標識は、それぞれ所管課が対応することとなっております。

通常、町道に設置を許可する施設等の案内標識は、公共施設や、きわめて公共性の高い施設に限っており、このたび移転いたします田布施町社会福祉協議会については、図書館付近に案内標識を設置するための許可をしております。その他の民間施設等であれば、民有地に所有者の許可を得て設置をすることとなっております。

本町に新たに案内標識を設置するとすれば、ふるさと詩情公園や田布施地域交流館等への経路案内等が考えられます。これについては、また検討してみたいと思います。

交流人口を増やすという観点であれば公園や施設から離れた地点に設置することが必要とも思われますが、支柱を立てて道路上部に設置するタイプですと、相当の経費と管理コスト等もかかりますので、費用対効果等を今後、十分に検討する必要があると思います。

県におかれましては、1回そういった費用を管理の面から大分撤去されたというのが現状の状況でございます。郷土館等もいろいろあったように思いますが、県の方針で管理面から整理をされたということで考えております。

また、歩道に設置する場合には、通行に支障となる可能性もありますので、慎重に設置地点を選定する必要がございます。

議員御指摘の趣旨はよく理解いたしますので、本町の地理的な特性や観光資源の状況を踏まえ、交流人口の増加を図る上での戦略として位置づけて活用できるかどうか、近隣市町の状況や類似市町の成功例等も研究させていただき、対応させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。私も全てを全部やったらいいとは思わないんですが、やっぱり景観の問題もあるし、交通の妨げになったりとかいろいろありますので、その辺はよく考えていかなきゃいけないと思いますが。

県の支柱を利用して、それに追加するちゅう方法も検討してもいいんじゃないかなっていうふうにも思うんですが、県がどう言うか分かりませんが、その辺はどうですか。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） そのような件が今のところなかったもので、一応、県のほうに確認してみますけれども、ちょっとハードルが高いんじゃないかと思っております。

というのが、看板を大きくしますと、支柱とかの耐力、基礎の強度等も関係してきますので、確

認はしてみますが、ちょっとハードルが高いかと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 看板の大きさにもよると思うんですけど、さっき言いましたように、田布施町役場が何メートルっていうのは、その下にあるんです。

だから、全部できんわけじゃ。ただ、経費が要るのか、県がサービスでやってくれるのか、それは分かりませんが。サービスでやっていただければ、これはもうけもんだと思いますけど。

やはり、ある程度、そういう看板というものに対して、町としてどう対応するのかっていうのは、担当する課がないということで。なら、他課に属さないということで、総務課になるのかどうか分かりませんが、そういったことも考えていかにやいけん。

1つの例として、ある集落が自分のところに来るのに、同じような道があるから、自分のところの集落はこっちですよというのを矢印で示しているところがあるんです。光市の三井のほうにあります。3か所ありました。それもその方、私がそういうふう指摘してくれた方に教えていただいたんですけども、同じような大きさで、同じような看板が立ってありました。

だから、そういうこともありますので、今後、景観の問題もある、費用の問題もある、いろいろな課題はありますが、看板も必要だということは、今の答弁の中でも認識していただいているし、研究してみる。成功しちよところも見てみると。

また、うちに景観条例等があれば、それはまた別ですけども、そこまで、景観条例までやるところまでは行っていないと、田布施町思いますので、それはいいんですけど。ちょっとその辺を、思ったりしました。

この件は、1問目の質問とも、いろいろ関連性もあるんですけど、やっぱり人口減の中で、そういう交流人口を増やしていくっていうことになれば、当然、地域公共交通計画の中で、ちゃんとした、町内をあちこち行けるようなシステムをつくる。併せて、そういう看板もある程度、必要ではないかなというふうにいる思っております。

交流館には、年間30万人の人が来られると言われました。それなら、来た人が、交流館だけじゃなくて、それは30万人というのは、田布施町民も含まれている、多分人数だろうと思うんですけど、そういう方が、「あ、そこに図書館があるんじゃね」っていうんで、さっき神田議員の質問にもありましたが、図書館に行ってみる。岸の文庫がある。「郷土館があるんじゃね。郷土館って何があるの」っていうんで、興味を持っていただく。そういったことが、将来の移住定住につながる可能性もあるわけです。

歩く会に入っていらっしゃる方は、どちらかという町外から来た人が多いんですよね。そういう人たちは、やっぱり歩くことによって、いろいろ。車じゃあなかなか分からんことでも、歩いたらいろいろなことが分かるんです。

そういったことも含めて、1問と2問、一緒みたいになりますけれども、公共交通も含めて、看板のほうもいろいろ検討していただきたいというふうに思います。

その辺、まとめて回答いただければ。よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1番の公共交通計画もおっしゃるとおりなんです。やっぱり広域でっていう概念が制度的にないんです。ですから、柳井がつくる、光がつくるときに、田布施はどうですかっていうのがないんですよ。勝手につくっちゃうから。

それから、周東病院というのは、すごく近くですけど、遠いんですよ。デマンド論から言うたら、絶対に成立しない。業者を圧迫するから。田布施町の業者と柳井の業者、平生の業者、全部の了解を得ない限りいけない。

それで、上関のバスもおっしゃいましたけれども、バスもたくさんあって、無料とか病院のバスであったら関係ないんです。ですから、関係ないやつと関係あるやつが混在していて、スクールバスのようにどっちでもええとかいうのもあるから、非常にバスだけ取ってみても、本当に日本の交通制度っちゅうのが、難しいなというふうに思います。

公共交通もやはり、今、なかなかバスも行けん、鉄道も行けん、全部行けないんですよ。その中でやっぱり、何らか見つけなきゃいけないという、非常に難しい問題だろうと思いますが。議員先ほどおっしゃられたことが全てだろうと思いますので、広域的なアプローチは、うちがつくるものの中で、光、柳井への提言をしようとかそういった形にならざるを得ないかも分かりませんが、つくらせていただきます。

看板につきましては、今、おっしゃったとおりです。地域交流館とか、やっぱりないのもありますので。今、西田布施の小学校の子が、この辺を回っておって、そこに看板があるんですよ。図書館、郷土館、資料公園って、矢印があると。距離が分からんと。ですから、田布施の子でも交流館までっちゅうのがあって、何メートルかは分からんというのがあるんで、子供たちから見ると、その矢印の意味をもうちょっと正確に表現してくれるといいなというのもありましたので。今、いろいろそういった小学生の提案も入れて、今年度、いろいろ案をつくるようにしておりますので、参考にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） より具体的な話をいただいております。

この、また戻りますが、地域公共交通計画で法定協議会を立ち上げると、いろんなことがその話の中でできて、クリアできる面もあるんじゃないかと。

上関の分については、上関町営バスで、無料ではなくて、直接行っています。

ですから、できるんじゃないかなっちゃんような気がしてならないんです。それと、そうすると田布施町民にとっても物すごく便利になるなど。そっちのほうが、私は気持ちが先に立つもんですから、町長のほうはやっぱりいろいろ法的なもの等、いろいろ難しい面があるよっていうのを、やっぱりそれを言わないといけないという立場です。だろうと思うんですが。

ぜひ、そういうこともクリアできるものはクリアをしていただけたらと思います。

以上で、私の2つの質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、落合祥二議員一般質問を終わります。

暫時休憩します。2時、12、3分の休憩になりますが、2時55分再開とします。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。

午後2時42分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして2問質問させていただきます。

一問一答でお願いいたします。

1問目は、東町長並びに鳥枝教育長、よろしくお願ひいたします。

それでは、1問目に参ります。

毎年、全国で起きる自然災害。地震、豪雨、土砂災害、全て突然であります。昨日も山口県東部を震源とした地震があり、田布施町は震度2でした。

山口県、特に田布施町は災害の少ない町として自分自身も認識をしております。災害がないと思っけていても、あるのが災害だというふうに思っています。

田布施町は2013年に地域防災計画を全面改定しています。この地域防災計画の冊子、こちらでございます。この冊子、理由はちょっと分からないんですけど、大変立派な冊子でございます。金文字が入った冊子でして、加除式になっております。非常に重たくて、持ち運びしづらいなとい

うのが第一印象でした。

本当にそういった計画ではあるわけですがけれども、中身は非常に大切なことが書かれています。職員も議員も把握すべき重要な内容であります。この計画は、2015年に一部改定されております。そこで地域防災計画についてお尋ねいたします。

1、町が想定している、人的被害、物的被害で最も大きいと想定している災害は何でしょうか。またその災害に対し、どのような対策に取り組んでおられますでしょうか。

2、計画では、町民は「自らの安全は自ら守る」とし、「2、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常用持ち出し品の準備に努める」とあるが、町民に周知徹底はされておりますか。

3、防災とは一朝一夕ではできない職務だと思います。担当者は専任で固定されておりますでしょうか。

次の4問目は、鳥枝教育長にお願いいたします。

4、この計画には、児童生徒に対する教育として、3つの指導を定めています。

1つはホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて、地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

2つ目に、特に避難、震災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒、園児の発達段階に応じて指導を行う。

3つ目に、中学生の生徒15歳以上を対象に、応急手当の習得のための指導を行うと定められています。

小中学校で、毎年どのような指導を行っておりますか。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、地域防災計画の最初の3つについて私からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の人的・物的被害で最も大きいと想定される災害についてでございます。

平成20年3月に山口県が設置しました山口県地震防災対策推進検討委員会が取りまとめた、山口県地震被害想定調査報告書によりますと、田布施町で人的・物的被害が最も大きいと想定されるのは、日積断層地震でマグニチュード6.7の内陸地震となります。昨日の地震もこの日積断層による久しぶりの直下型の地震でございましたので、普通の地震と少し雰囲気が変わったような、突き上げるような。まさにあの断層が一番多く動いたとすると、6.7という直下型の地震となるわけで、この際の最大震度が、田布施町で6弱、人的被害が死者7名、負傷者103人で、建物被害は全壊

が184棟、半壊が1,157棟と想定されております。

地震に対する対策は、地域防災計画の震災対策編の第2編災害予防計画で総合的な対策を進めていくことになっております。

その中で、今年度は、ハード面で、保健センター、防災公園駐車場等や、仮称でございますが、麻里府地区の防災拠点等の整備等を進めており、ソフト面では、今年5月18日に西田布施地域自主防災会が設置され、田布施町全域で自主防災組織ができたことや、県総合防災訓練の実施、避難行動要支援対策としての被災者支援システムの整備等を行っております。

次に2点目は、住民の皆様をお願いする食料等の備蓄についてでございます。

地域防災計画での予防・安全対策として、2、3日分の食料、飲料水等の備蓄を掲げております。

これまで大規模災害が発生しますと、ライフライン復旧まで1週間以上を要するケースが多く見られ、また、災害支援物資は到着に3日程度かかることが多く、物流機能の停止によって、1週間はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。

このため、全国の自治体でも備蓄を進めておるさなかでございますが、平成30年の西日本豪雨災害の検証を受けて、国は物資に関する情報を一元的に管理し、市区町村の物資拠点や避難所までの物資の供給ステータス情報を把握のうえ、一体的に管理・情報共有することができる物資調達・輸送調整等支援システムを令和2年度から運用しております。

しかし、このように毎年のように全国各地で大規模な災害が頻発し、地域の食糧供給ができないというケースも続発していますので、さらに家庭の備蓄の推進は重要となってまいります。

また、乳幼児や高齢者、慢性疾患・食物アレルギーの方などの各家庭では状況は様々となりますので、家族構成等に合った家庭備蓄をお願いしており、今後、町民への周知も強化していきたいと考えます。

3点目でございますが、防災担当者は専任ではありませんが、兼任で消防・防災の主担当と副担当を置いております。

毎年の大規模災害や東南海大地震の発生確率が高くなる中、防災業務は幅広い計画、マニュアル策定・見直しが必要となるとともに、防災訓練も防災関係機関との連携等も含めて重要な業務となってきております。

今後も、県内の自治体の状況も確認しながら、職員配置等を検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 4点目の小中学校における3つの指導についてお答えをいたします。

町内の各小中学校におきましては、防災計画や学校安全計画、これを策定するとともに、各種の災害や学校危機の事案ごとに、対応マニュアルを作成して防災教育に取り組んでいるところであります。

1つ目の災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導につきましては、学級活動や教科指導の中で、自然災害の脅威や災害発生の危険性等について学ぶとともに、安全に身を守ることの大切さについて学習をしております。

また、本町のハザードマップを活用して身近な問題として考えたり、実際に災害救助活動に参加された方から直接体験を伺う機会を設けるなどの学校もあり、日常から防災に関する知識や意識の普及に努めております。

2つ目の避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方についての指導、これにつきましては、毎年、地震や津波、洪水や土砂災害、火災等を想定した避難訓練が実施されております。避難訓練等に際しましては、関係する専門の機関の協力や支援を得て実施するとともに、訓練の終了後には安全な行動の仕方等について指導を仰ぎ、次の訓練等に生かすようにしております。

また、近年では、児童生徒が安全な行動や避難の方法について、自ら考え判断することができるよう、事前に日時を告げずに実施する、いわゆるブラインド型の避難訓練を実施する学校も見受けられるようになってきております。

さらには、大規模災害発生時を想定した、保護者への引き渡し訓練も併せて実施するようにしております。

3つ目の応急手当の習得のための指導につきましては、毎年という実施というわけではありませんが、発達段階に応じて、救急救命講習を受けた専門家や保護者の協力の下に、心肺蘇生の方法やAEDを実際に活用して、それについて学んだり、実際に体験する学習ということに取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

私は、この質問に先立ちまして、この田布施町地域防災計画をもう一度最初から、全て読み直しました。アップデートされていない部分や、基本的にどうしたらよいのだろうかと思うところもありました。

災害というのは、予告があって発生するものではありません。突然襲ってきます。その時どう対処するのか、それは日頃からの関係部署間でのシミュレーションや職員・町民が実際の災害を想定

して行う訓練が大切だと思っております。

この4月に行われました滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研究所での研修で、東日本大震災や熊本地震、そして記憶に新しい熱海市で起きた土石流災害で、対応された方の取組をお聞きいたしました。

大規模災害では、職員の中にも多数被災者がおり、マニュアルどおりに進めることの難しさ、系統連系が難しく、右往左往された様子。赤裸々に語られる災害の恐ろしさ。決して他人事ではない、自分事として捉えなければと決意しました。

先に質問された西本議員も指摘されましたけれども、地域防災計画は、2015年に一部改訂されたままであります。担当部課名も古い名称のまま変更されていない状況でございます。

防災計画以外に、田布施町業務継続計画、いわゆるBCPを策定しているから、ある程度は担当課内で連携できるだろうということは、思うわけですが、あくまでBCPは大規模災害等で行政自身も被災し、様々な制約を受ける中で優先すべき行政機能を確保するための内向きの計画だと思えます。

災害に当たって、全ての基本、背骨となるのが、この田布施町地域防災計画であり、ここが最新の情報にアップデートされなければ、いざというときに混乱が起きると感じております。

2021年、災害対策基本法改正並びに同年避難情報に関するガイドラインが発表されました。法の改正は、それまでの法では対応できなかったため改正されるものであり、ガイドラインも同じだと思います。直ちに地域防災計画も改定すべきであったと感じますが、それができていなかったというのはどういう理由でしょうか。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 地域防災計画につきましては、現在、改定作業を進めているところでございます。

ちょっとこの防災計画の見直しというのは、数年前からプランとして上がっていて、中身が相当古いという部分もあったり、このまま防災計画をちゃんと最新にしておかないと、いろいろ国からの補助金ですとか地方債とか、そういう財源とかにも影響してくる可能性がありますので、なるべく早くということをやっておったんですけれども。ちょっとここ最近、担当が代わったりとか、いろいろ国土強靱化計画とか計画物がかさんだりというので、ちょっと遅れているわけですが、

めどとしては、この年内には改定を終えて、防災会議にもかけて、改定のほうをしたいと。そういうプランで進めております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

本当に、先ほども言いましたが、災害というのは、いつ来るか分からないというところでの大事な基本計画というふうに思っております。何とか早くきちんと新しいものにアップデートしていただきたいというふうに願っております。

そして、専任の防災担当者、兼任ということではありますけれども、正副というふうにお聞きいたしました。職員の異動というのが、必ずついてくるものだと思うわけですが、その正副の方が一遍に代わるようなことのないように、ぜひお願いしたいな、引継ぎができて、この計画と言うものがしっかり引き継げるようにしていただきたいと思います。そう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございまして、ちょっと前まで、自衛隊を退職した職員が防災専任で就いておりましたが、ちょっといろいろ家庭の都合もあって、退職いたしました。今、課長が申しあげましたように、ちょっと作業が遅れているという状況でございまして。おっしゃいますように、やはり幅広い分野を担当しますし、経験と知識と幅広いものが持っていないと、すぐに対応できませんので。そういうふうにしたいと思いますが。

なかなか固定がしにくいという、市のように防災担当で30年という職員もおられますけれども、町の場合は、そういうところがなかなかできにくいことがありますので。やはり、各部がございまして、総務課だけで担当しているわけではございませんので、建設課、経済課、町民福祉課、そういった部門でそれぞれの部門を、やっぱりちゃんと責任を持って対応していくという、チームで対応しないと。1人だけが操るというわけには、幅が広過ぎますので。

そういう考え方で、今年行いました訓練も、それぞれの部で対策部に分けて、責任を持って対応するという訓練も先日いたしましたので、今後とも、専任をつけていきたいと思いますが、そういう町の現状からいくと、やっぱりチームで対応していくことにしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひチーム田布施というか、で当たっていただけたらというふうに思っております。

そして、今、学校からいろんな研修の様子というものを聞かせていただきました。この防災計画には、町職員も研修ということが定められております。概ね6項目について行うというふうに記載されています。そのうち地震が発生した場合に、具体的に取る行動に関する知識、職員が果たすべき役割については、「年度当初に各所属にて十分周知しておくものとする」とあります。

この項目のほかも含めて、町職員向けの研修は、新規採用者も含め、毎年行われていますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 新規採用職員につきましては、毎年やっております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 防災関係の職員さんは、いかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 毎年、職員配置も変わりますから、年度当初に新たな部署のそれぞれの配置を、避難所とか、それから役割分担を決めて、意思統一をしています。

それから、毎年ではございませんけれども、震災時の、シェイクアウト訓練は毎年やっていますけれども、徒歩で震災時に来るという訓練を、2年ぐらい前、3年ぐらい前にやっています。

今回、山口県の総合訓練が柳井地域全体で行われまして、その時にずっと半日間ほど、いろいろなシミュレーションをやって、ここの中で消防団と担当の課長補佐以上が、一応シミュレーションの対応をしました。

その時に、震災のときに結局、30分以内に何人の職員が来るだろうかということで。やっぱり、徒歩で来る職員を確認しておきたいということで。今度また機会がありましたら、そういう訓練をして対応をしていくというようなことでやっております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。本当に、日夜いろいろされているということがよく分かりました。

本当に、この防災というのは、何度も言いますが、本当にいつ来るか分からない。そういった中で、至急対応しなきゃいけないというようなことであろうかと思えます。ぜひお願いしたいなというふうに思えます。

また、いろんなこの計画の中、今、大規模災害というのを想定されておりますけれども、飲料水の確保というような中で、井戸水、井戸の状況把握というのもやはり課せられておるところです。それになおかつ、飲料水を活用する際の飲料方法について、指導するというふうなことも書かれております。そういった井戸の状況把握というようなことは、されておられるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 計画の中に、毎年、自治会長さんにお渡しする資料の中に、給水場所の箇所を示したものがあります。これは、平成3年の台風19号時、これはかなりの停電がございま

した。1週間程度、長い所ではあって。水道は2日間ぐらいで大型車が来て、水道給水地域はそれで賄えるようになったんですけども。井戸を利用されている地区について、ずっと停電だったので、給水ポイントを決めています。その情報をずっと持ったまま引き継いだ状態になっています。

だから、もう30年ぐらいになりますんで、情報的にはその情報なんですけれども。箇所的には、そんなにあんまりは変わらないと思いますけれども、いつかの時点で、また情報を新たにすべきときが来るとは思いますけれども。現在、あまり大きな違いはないと思いますけれども、その時の情報をそのまま活用して、今、表示をしております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 30年前というと、そこに家があるかどうかというようなことにもなってくると思うんで。できるだけ現状把握というのをさせていただけたらというふうに思います。

そして、この計画ですけれども、「町民に対しても様々な媒体での啓蒙活動に取り組むこと」というふうに記載されております。その中にはインターネットも挙げられております。この田布施町地域防災計画や自主防災組織というもののデータが、ホームページにアップされているかどうかということを確認したいと思います。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） すみません、ここにいる職員、ちょっと確認ができていませんけれども、また確認させていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 検索をかけたんですけども、田布施町地域防災計画は出てきませんでした。最終的にないんだろうなというふうに判断したわけですけれども。何度も、議員になってからお願いをしております。この計画とか施策っていうのは、町民のためのものでして、町民が知っておかなきゃいけない大切なことだというふうに、私自身は思っております。

そうした資料を、みんなが目につけるホームページ、特に資料を取りやすいホームページにアップするというのは基本だと思うんです。ちょっとこれは、今、見直しをかけられて年内には、ということでございます。ぜひ、見直しをかけられたら、早急にホームページにアップしていただくようお願いしたいと思います。町民に対する要望というのも、その中には書かれておりました。そこは、しっかり、ちょっとお願いしたいというふうに思っております。

初めに申したとおり、災害はいつ来るか分かりません。町民一人一人の意識の向上、そういったものを見て、やはり災害というものは来るんだと。先ほども想定災害ということ町長から御答

弁いただきました。大変な数、半壊の数でも1,000を超える建物の半壊というのを予想されております。

そうしたことも、やはり町民にしっかり知ってもらって、日頃からの防災意識というものをしっかり高めなきゃいけないというふうに、私自身は思っております。

法律的にもいろいろ改正がされてきております。個別避難計画、これは努力義務ではありますけれども。そういったことやら、介護福祉事業、障害福祉サービス事業には、3年以内にBCPを作成を義務づけということになっております。

そうした防災の意識の高まりというのは、国のいろんな政策からも分かるわけです。町民をしっかり守ると。本来は、町民一人一人が、自分の命は自分で守るとというのが基本だと思うわけですが、行政としてできることをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

今後の町の取組について、議会としてもしっかり注視をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、2問目に移ります。答弁は東町長、お願いいたします。

今後、さらなる地域公共交通の重要性について、町の考えを尋ねます。

田布施町において地域公共交通は脆弱であると、私自身は感じております。バス路線が計5路線。そのうち4路線は田布施からの、みなし4条路線で、平均乗車密度はほぼゼロに近い状態です。利用者が大変少ない。俗に言う空気を運ぶ箱というふうに言われております。

少子高齢化が進み、同居家族のいない高齢世帯が、終のすみかとして町に住み続けられるかどうか。運転免許証は返納しても、気軽にお出かけする足があれば、心身共に健康で幸福になり、強いて言えば健幸都市づくりに寄与できるのではないのでしょうか。

若年層は、公立高校の統廃合が進み、自力で高校通学ができない地域では、15歳で町外へ家族ごと転出する傾向があると聞きます。人が自由に動ける環境は地域存続にとって必須です。各地域に、にぎわいの拠点をつくり、中心部と結んでいくことが大切と考えます。

そこで質問いたします。

- 1、地域公共交通の充実が必要か否か。またその理由をお聞かせください。
- 2、国の方針や自治体の先進的事例などの情報収集方法を教えてください。
- 3、みなし4条路線等、利用者が極端に少ない路線の今後の展開を、どのようにお考えでしょうか。
- 4、過去地域連合自治会からも、ぐるりんバスや町内バスの運行についての質問がありました。策定される地域公共交通計画で再検討はできますか。

以上、4点お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町におけます、田布施駅、路線バス、馬島航路、一般タクシー、買物送迎サービスなどの公共交通は、町民の皆様における移動手段として大きな役割を果たしております。しかしながら、車社会となり、少子高齢化、人口減少に伴い、電車、バス等の利用者も大きく減少してきており、特にバス路線などを維持していくのが難しくなっております。

一方、買物やレジャーなどの多様化への対応、コミュニティバスなどの地域の足となる移動手段の確保が求められ、公共交通の維持・充実の重要性がますます高まってきております。また、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に対応した新たな取組も求められております。

これらを踏まえ、本町としても、令和2年11月に改正のあった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、令和6年度までに地域の実情に合った地域公共交通計画を作成することとしております。

それでは、1点目の、地域公共交通の充実が必要か否か。またその理由はですが、さきに落合議員の御指摘のように、地域における移動手段の維持・確保は交通分野の問題解決だけでなく、観光振興、健康、福祉、教育、環境など様々な分野で大きな効果をもたらし、地域社会全体の価値を高めることに直結しております。

特に、交通空白地域の移動手段の確保や高齢者や学生などの移動手段の確保、既存の公共交通との連携体制を確保することが重要な課題だと考えられており、地域交通の充実は必要だと考えております。

2点目の、国の方針や自治体の先進事例などの情報収集方法はですが、国の出先機関である、中国運輸局山口運輸支局や近隣市町との連携は行っておりますが、先進地事例などにつきましては、国の情報による参考事例を参考にするという状況があります。

3点目の、みなし4条路線等、利用者が極端に少ない路線の今後の展開は」ですが、議員御指摘のように、乗車密度ほぼゼロの状態ですが、岩国市、柳井市、田布施町の2市1町が共同運行で、いったん廃止路線となりました、この路線を防長交通に委託運行をお願いして継続しておるという状況でございまして、防長交通さんとしては廃止というような対応になっています。それを、町がバスを買って、運行を委託していると。全て委託しているということでございます。

本町だけの以前では、やっぱり、柳井市さん、光市さん、岩国市さん、そういった関係市町の意見も必要だと思いますので、計画策定においては、今後の展開を含め、関係市や利用者の意見など

協議や検討が、当然、必要だというふうに考えております。

4点目の、過去、地域連合自治会からもグルリンバスや町内バスの運行について質問があったが、策定される地域公共交通計画で再検討はという御質問でございますが、今後、策定する計画の中では、田布施町の公共交通の現状や町民の意見、役割、課題、それに向けた施策などを柱として策定することとしており、会議の中で協議検討し、盛り込めるような計画を策定したいとは考えております。

地域公共交通は、地域の移動手段としてはなくてはならない重要な存在です。策定する計画は、今後5年間の町の交通施策の方向性を示すものとして関係機関の意見を聞きながら策定してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。地域公共交通についてのお考えというのをお聞かせいただきました。本当に地域公共交通はなくてはならないものだというふうに私自身も思っておりますし、その方向に向けて進んでいくというふうに思います。

その中で、2点目に質問した先進事例等の収集ということで、特に国の出先機関の中国運輸局等々というようなお話がございました。

先ほどもお話ししましたが、職員向け、または議員向けの研修というのを滋賀県の大津市で、全国市町村国際文化研究所というところで、年間かなりの数の研修を開いていただいております。その中には、本当に事業に特化した研修というのがたくさんあります。国の関係省庁の職員、担当の方、そして事例では実際の、市町の担当職員の方がおられて、直接説明をいろいろしてください。

そのほかにも、同じ悩みを持った自治体というのが、職員さんがたくさん集められて、そこで自由にいろいろな時間を使って、悩みを相談し合うというような時間もあるわけです。

私も今年度に入って3回ほど行かせていただきましたけれども、大変かけがえのない研修だなということを思っています。

現在コロナ禍ということで、町からは県外研修というのは控えておるようなことをお聞きいたしました。今、こうして大分移動が緩和されてきて、実際、リアルで開かれるようになりました。

私たち議員は、職員向けのコアな研修というのは、ちょっと受けられないんです。議員の立場からでは受けられない研修というのがたくさんありました。ぜひそういう研修に、町の職員の皆さんに行っていただいて、これは、多分、田布施の5年後、10年後の大きな宝になってくるというふうに思っております。そういうようなものに費用をかけるというのは、本当にこれからのまちづく

りに対しての投資であります。ぜひ、職員を派遣していただけたらというふうに思うわけですが、いかかでございますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、これ研修会というのはいろいろな種類がありまして。例えば、東京の港区をどうするかという会議もあれば、北海道の500人しかいない町をどうするかとか。離島のJRも何も無いところをどうするか。

いろいろその種別があって、私は行かせるですと、この田布施に合った研修でないと、総花的な研修では、たしかに制度上はそうかも知れませんが、先ほど申し上げましたが、うちに導入できるもの、導入しなきゃいけないもの、また協議をしなきゃいけないもの、そのハードルがいろいろ違いますので、今度つくる田布施としての公共交通計画をつくるに役立つ研修を選んで、いろいろな研修も受講することも必要かも知れませんが、今の状況からいうと、うちがやりたいもの、目指すものをまずはっきりさせるために、事前の研修をさせてみたいとは思っております。

いずれにいたしましても、大変、複雑で、やっぱり町の方針とかがありませんと、計画がいろいろな方向へ行ってしまいますので、その辺、町としてもはっきりしながら、職員の研修をさせたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 田布施に合ったものというのを選ばなきゃいけない。もちろんそうです。ただ、ほかを知る。いろんなものを知ることが、どれだけ大事かということ、行って私自身感じました。その中で田布施町に合ったものを選択していくというようなことだろうと思います。行って、なかなか知らなかったことっていうのは、たくさんあります。あ、こういう方法も使ってできるんだというふうな、学びというのが大変大きなもの。

そして、もう一つ、学びだけではない、横のつながりというのがしっかりできている。いろんな相談ができる。講師の方もそうです。相談ができるというのが、一番大きなことだというふうに思います。

ぜひ前向きに考えていただいて、その地域公共交通に関してもこれからあります。そういったことを、まずは知ってから計画を立てる。田布施に合ったものを計画するという。それが一番大事ではないかというふうに思います。何も知らなければ、その辺の物差しで測ったことしかできないというふうに、私自身は思っております。そういう広い物を見て、初めてこの町に何が合うのかというのが分かってくるのではないかと思うんですけれども。

ぜひ、積極的に研修というのは、やるべきだというふうに私自身は思っております。その辺を踏

まえて、お願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問事項は2問、質問方法は一問一答で、いずれも東町長でお願いします。

質問事項1、一般道路化している農道を町道にできないかということで、町長お願いします。

農林水産省のホームページによると、農道における車両の通行に関する措置として、「市町村や土地改良区等の農道管理者は、農業生産活動を安全に行うために一般自動車の通行が適さない場合など、農道を一般交通の用に供するか否かについて常時判断し、必要に応じて都道府県公安委員会等に情報提供等を行い、通行の禁止または制限の措置を実施できます。」とありますが。

質問の①このような措置を実施した農道がありますか。

質問の②災害補修を除いて、農道を町が補修をしたことがありますか。

次に、③をするんですけど、その前の説明ですが、農道は、農業に値する目的で建設されたものと解釈していますが、当初から数十年たった農道は、本来の性格から変化して、生活全般に関わる公共道路、つまり町道のようになっているものがあります。普段の維持管理は、地元の者で草刈り、溝掃除等をしているわけですが、町道と思ってやっている人が多いと思います。

ということで、質問の③現状を見ると、農道の修繕は、地元受益者が生活基盤整備支援事業を使って行うことになっています。受益者の特定は、公共道路化していると困難な場合があると思うが、どのように思われますか。これが③になります。

④の質問、町の制度では、自治会から申請も必要だが、農道管理者は町です。町が主体で、そのような農道を調査して町道に変更するか、または農道を町が補修することについてどう考えるか町長にお尋ねいたします。これが質問です。どうかよろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

一般道路化している農道を町道にできないかというお尋ねでございますが、農道は法定外公共物の赤線から始まり、その後の農業機械導入等により、農道の改良、整備工事が行われるようになりました。その中で、農業を行うことを目的に整備された農道と、農業集落の定住環境を目的に整備された農道とがあります。町が改良、整備を行った農道については、台帳整備を行って、町で管理しております。

1点目の、農道の通行の禁止または制限の措置を実施した農道はあるかですが、一般的にはございませんが、災害等により危険となる場合については通行の禁止または制限等を行っております。

2点目の、災害補修を除いて、農道を町が補修したことがあるかですが、突発的に道路陥没等により交通安全上危険な場合は対応いたしています。

3点目の、農道の修繕は地元受益者が生活基盤整備支援事業を使って行うことになっているが、公共道路化していると困難な場合があると思うがどうかということですが、農道の維持管理は基本的には、受益者管理となっております。議員御指摘のように不特定多数の方が利用される広域農道や農免農道は、道路法上の道路と同等の維持管理をしておりましたが、現在は町道に認定をいたしております。現時点での農道につきましては、生活基盤整備事業や多面的機能支払、中山間直接支払の制度を利用して維持管理されております。また、災害普及工事は町で実施しております。

4点目の、農道を調査して町道に変更するか、または農道を町が補修することについてどう考えるかですが、農道を町道に変更するには、町道認定の基準に該当することが必要で、該当すれば認定をいたします。

この基準は集落と集落、あるいは主要な施設と連絡する道路、幅員が4メートル以上、舗装がなされている道路等の基準がございます。

なお、農道から町道への変更につきましては、3年に1回、町道の見直し時に適宜行っておりまして、前回は広域農道や農道竹部後井線を町道に変更しており、今年度は上ゲの農道梶屋線と葛岡の農道葛岡線を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今回の説明で大体、そう簡単には農道から町道にはならないなという形をお伺いいたしました。

今回の質問ですが、やはり全然草刈りとかしょっちゅうしよるような、みんな自治体でやっているようなところは、自分の近いところで壊れたりしても、すぐ直らないのがやっぱり難しい話ではないかなあということなんですけど。

実際、農道だったらあれですけど、町道にしたらずぐ直せるんじゃないかという気もしますけど。臨機応変にそういうことができますかね。やっぱり今の回答で答えられたみたいに、やはり査定に3年ぐらいかかるものを待ちなさい的な感じになるとおもうんですけど。英断とかはできないんですかね。その都度、その都度。

ちょっと、町長、お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 町道認定につきましては、今、町長の答弁からございましたように、3年に一度程度でございますが、農道を見まして、私のほうにも、ちょっとリストがございますけれども、町道と類似した形状をした、結構農道がございます。その辺のあたりにつきましては、随時といたしますか、これは費用対効果を見極めましてですね。費用対効果というのは、町道認定するには町道台帳を作る必要がございます。また、効果のほうは、交付税の算入でございます。そのあたりを見極めて、今後、町道のほうへ編入していければと思っております。

また、今やっておりますのが団地の道路。これも町道に徐々に編入してきております。それらを併せまして、今後、先ほど言いました費用対効果を見極めてやっていきたいと思えますし。

農道を町のほうでは補修できないかという件でございますが、原則的には難しいということにはなりますが、そのあたり状況を見まして、不特定多数が通るような道路であれば、ちょっと検討する必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） そうですね、費用対効果があるとは思いますが。実際に、農道から町道にしたほうがいいんじゃないかと思われる方も結構おると思えますし、実際、それが壊れたりした場合とか。結局トラックとか、農道と思わずに耕運機みたいなのが通るだけじゃなくて、普通に宅急便屋さんのトラックその他、普通に交通されて、だんだん傷んでいきましたということが十分事例があると思えますので、できれば町道にしていただければ、すぐ直せるんじゃないかと思えます。これはもう要望になりますけど、よろしくをお願いします。

結局、農道が町道になった路線も結構あるということでよろしいですね。先ほどの説明で。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） はい。そういうことでございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） いろいろこれからトラックとかで、壊れたりしますので。そういうところをよく見極めてもらうというか、臨機応変でよろしくをお願いします。もうこれはほとんど、そういうお頼みしかないと思えます。ぜひ、よろしくお願いたします。

ということで、2問目に行きます。

質問事項2は、観光協会への協力金をもっと支援できないかということで。

5月20日、議員主催の勉強会で、観光協会の会長からお話を聞きました。一言で言えば、会長のボランティア精神と人柄で観光協会がもっている感じです。町の補助金450万円は、ほぼ桜まつり用であり、ほかへの資金はほとんどないから、寄附や奉仕活動で苦勞して成立しているのが現状のようです。

来年は、コロナで中止だった桜まつりも再開できる可能性も高いと思います。その桜まつりにほとんどの資金を投入では、次の有益な企画もできません。昔のように、町長が会長の主導でないにしても、民間ボランティア色の強い観光協会をもう少し助けてあげるような協力金の増加支援などをもっとできないでしょうか。という質問ですけど、どうかよろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

観光協会が行政主導から民間主導に移行したのは平成25年でございます。今年で9年目ということになります。その間、会長をはじめ多くの理事や事務局の方の御協力により、本町の観光の発展に寄与する組織として、イベントの開催やSNSによる動画配信、PR活動など積極的に発信され、本町の観光振興に多大なる御協力をいただき、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

先ほどもございましたが、平成30年度を最後に本町の最大イベントである桜まつりが新型コロナウイルスの感染拡大により中止が続いており、記念となります第50回の節目となるイベントが、3年間開催ができていないという状況でございます。

来年こそは開催したいというふうに考えております。その間、観光協会におかれましては、オンラインによる「たぶせオンライン桜フェスティバル」の開催、大抽選会やサプライズ花火など、地域を元気に活気が出るよう、新しい趣向の取組をしていただき大変感謝しているところでございます。

観光協会の活動テーマであります「100年先の元気な田布施を今から育てます」の下、将来を担う子供達やその子供たちが田布施で暮らしたいと思えるようなまちづくりを、観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

最後に、来年度以降の法人化について検討されている、協議されていると聞いております。そのためには、自主財源や人材の確保は大変重要となってまいります。引き続き、町といたしましても、できるだけの支援はしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても御理解されますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今、町長の、いろいろ今後のことについてもお話しいただいたんですが。

正直、協力金というのが450万円のままで、前後は多少あるかもしれませんが、それだとなかなか会長さんも大変だなというのが、もう正直分かるんですけど。

やはり、企画書みたいなので、これをやりたいとか、いろいろ結構まともなお願いとかがあったら、100万円つきましたとか200万円つきましたとか、いい企画書とかが出たら、そういう感じになると思ってよろしゅうございますかね。ちょっとその質問でございませう。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） お答えさせていただきます。

大変ありがたいお話でございませうけれども、観光協会の負担金につきましては、平成27年から今の450万円で、ずーっと計上して来ております。毎年、これは町の補助金でございませうので、補助金適正化法に基づきまして、年間のスケジュール、計画を立てられまして、町のほうには補助金の請求をされているというのが現状でございませう。

今、言われましたように、いろんなイベント等を今から今後、されるというんであれば、当然、議会の御理解も必要だというふうに思いますが、そのときは、できるだけ支援してまいりたいというふうに思っています。

先ほど答弁の中にもありましたように、今後、法人化というのを見据えております。当然、法人化を初年度にすると、やはり多大なる金額が発生するというふうには考えておりますけれども、当然、自助努力も大切、当然、会員も増やしていくことも大切、イベント等による収入も大切ではございませうが、当初につきましては、やはり町としてもできるだけの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今の回答で励みになったという表現はあれですけど。いろいろな企画がどんどん通ればいいなどは、普通に思いますが、ぜひ、よろしく願いいたします。

結局、臨機応変でお金がつくと思ってよろしいですね。今言われたことで。ちゃんとしたい企画でしたらね、それでよろしゅうございますね。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、補助金でございませうので、当然、限りはございませう。ですから、1,000万円の事業者から1,000万円くれという問題ではございませうが、やはり、今、町長も申しましたように、この2年間新たなイベント等を本当、観光協会、本当、ボランティアでござ

います。その中で一生懸命頑張っていると思います。それを、町としても支援をしていきたいということでございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今回の質問は、前回ここで勉強があったので、会長が大変そうだなという感じで、ちょっと、皆さんお集まりのときにこういう質問をいたしました。ぜひ、いい案とか、もちろん桜まつりは大成功に終わらんとはいけませんけど。新企画、その他が、ちゃんとした計画書になって出てきたら、どうか今後ともよろしく願いいたします。

ということで、河内の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。再開は4時ちょうどとします。

午後3時53分休憩

.....

午後4時00分再開

○議長（松田規久夫議員） 皆さんおそろいですから、休憩前に引き続き会議を開きます。

内山昌晃議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 長時間にわたってお疲れさまですが、もうしばらくお付き合いいただけたらと思います。

今回は一問一答方式で3問ほど質問させていただきます。

では、まず1問目です。答弁者は町長と教育長によりお願いいたします。

医療的ケア児の支援について。令和3年9月18日、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことに伴い、これまで地方自治体の努力義務とされてきた医療的ケア児への支援が義務化されました。また、医療的ケア児及びその家族への相談対応や関係機関等の連絡調整等を行うため、令和4年4月1日から、山口県内に2か所、下関市と周南市に医療的ケア児支援センターが設置をされました。この義務化により、本町としても、保育所、幼稚園、小中学校等において、医療的ケア児の受入れに向けて支援体制を整備、拡充していく必要が生じてきています。今後、医療的ケア児を受け入れるために町としてどのように対応していくのか、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を営むために、人工呼吸器装着などの医療的なケアを恒常的に受けることが不可欠な児童を言い、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、また、令和3年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、国や地方公共団体が医療的ケア児やその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが定められたものでございます。

これらのことを踏まえ、現在、本町では、保育園、保健センター、学校教育課などの関係部署間で情報交換や町内在住の医療的ケア児やその御家族が抱えている課題、希望等の共有を行っており、支援体制の構築に向け定期的な協議を行っているところでございます。

このほかにも、医療機関や看護協会など支援者の連携支援体制の仕組みづくりや専門的な人材を確保するための枠組みづくりの整備などにつきまして、近隣自治体や圏域で共同で働きかけを行っていきたいと考えております。

また、御質問にありますように、本件につきましては専門的な業務となりますために、4月1日に県の支援拠点が設置されたところでございます。本町といたしましては、周南市の山口県東部医療的ケア児支援センター等と密接に連携し、支援体制の強化に努めてまいります。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 学校等における医療的ケア児の支援の在り方についてお答えをいたします。

議員からお示しのありました法律におきましては、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められております。

教育委員会といたしましては、文科省から示された「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」、これを踏まえて支援体制を整備したいと考えております。

まず、保育園や福祉部局と連携を図り、未就学の子供を含む町内の医療的ケア児を確実に把握するとともに、早期からの就学に向けた相談を開始する必要があると考えております。就学先につきましては、医療的ケア児及びその保護者の意思を可能な限り尊重するとともに、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図りながら、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から教育委員会が決定することになります。

また、就学先となった学校に対しましては、医療的ケアを行うことができる看護師等の配置や派遣を検討するとともに、医療的ケアの対応の在り方などを示したガイドラインに基づきまして、教

職員が理解を深めるとともに、看護師等と連携して支援に当たることができるよう研修等を実施するなど、支援体制を整備する必要があります。

さらに、教育委員会等におきましては、当該学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするために、医療的ケアに関する指導助言を直接医師から受けられる体制を整備するとともに、定期的に医療、保健、福祉などの関係部局や機関のほか、保護者の代表などで構成される会議等を設置するなど、総括的な管理体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） この医療的ケア児の目的というか、私、ポイントは2つあると思っています。1つが、子供または保護者が望む保育園とか学校とかに行かせてあげたい、それをかなえてあげるということが、まず1つのポイントだと思います。そして2つ目が、医療的ケア児というのが、24時間、保護者の方がケアをするというか、付きっきりでお世話をしなければいけないということで、保護者の方が就労の機会を失うとか、そういうことで、それが一時的にでも預けることができれば、就労したりとか、そういうことも可能になってくるというところで、とても大切なことだと思います。

で、ちょっと教育長にお伺いしたいんですけど、答弁を見る限りは、大体、こういうことをするというのが書かれておりますので、もう、ほぼほぼ実現は可能ではないのかなという気がしております。で、今、小学生の該当者が1名いらっしゃると思うんですけど、その方は支援学校のほうに通われておられます。これから先、またそういう方がもしおられるかもしれません。そうなったときに、答弁を見ると、看護師なり、そういう医療的行為を行える方を配置または派遣を検討するというのでお答えになっておりますけど、具体的には県内どこかにいらっしゃる養護の先生とか、そういう方を引っ張ってくるというか、人事異動で持ってくる、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 学校における医療的行為については、教職員は今のところできません。したがって、資格等のある医療的ケアができる方が、看護師であったり、そういう形になると思うんですが、そういう方が、養護教諭がそういう資格を持っている方もおられますが、ごく非常に限られてますので、実際には専門の方を新たに外部から配置をしたり、派遣をしなければならないと考えております。実際には、それを医療センターなり、専門機関が、そういう該当される方がおられるという情報を得て、さらに派遣が可能であれば、それを派遣していただくなり、雇用する

という形に、現状ではせざるを得ないと考えているところです。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。答弁の中書かれておりますけど、そういう要望があるかどうかの調査をするというか、そういうことはアンテナを張っておくということなので、これからどういうことが起こるかもしれませんので、またその辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

で、次に、今度は保育園のほうになります。私が調べたところによりますと、来春、保育園に入所を希望される方が2名ほどいらっしゃいます。来春ですから、もう1年もございませぬけど、当然、望まれれば、どこかの保育園なり、幼稚園なりに入らなければいけないと思うんですけど、要は、看護師等を配置するという事になれば、当然、人件費がかかってまいります。で、これを民間の保育園、幼稚園にお願いするとなると、なかなか採算が合わない。民間ですので、採算が合わなければ、事業をやっていけないということになると思います。となれば、ここはもう公立の保育園の出番になると思われませぬけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今、議員おっしゃられましたように、公立保育園というものにフォーカスが当たってくるということでございますが、そのとおりだと思います。

今、そういった、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、保育園ですとか保健部門、で、もちろん障害児の担当である町民福祉課、そういった関係部署で協議をしております。ちょっと今、看護師というワードが出てきておりますけれども、看護師が確保できたからといって、じゃあ来月からどうぞということにはなりません。やはり、担当者のほうに聞いたところ、今、実際にかかっておられるお医者さんから、ほかの子供さんが通っておられる学校から話を聞くと、やはり主治医の先生から指示をいただく。指示書という形でいただいて、どういうふうなケアをしていくかという協議が整って、で、今度はまたその実際に入っていただく看護師さん、また保健部局、福祉部局、そういったところとの協議が整って初めて受入れが可能となります。ですから、単に人を当てればいいというものではなくて、そういった協議が整った上で、初めて可能になる、そういった事業だと考えておりますので、今はまだ、こういった受入れ態勢を整えたらよいかという、そういった協議を進めているというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、課長が申したとおりなんですけれども、補足をさせていただきますと、公立保育園と、なかなか決めつけができないんです。だから、子供が田布施保育園、民間がいいと

いったことになれば、それをかなえるために、どういう手段、方法を取るかということになりますので、子供が公立保育園でいいと言え、そういう方法があるし。だから、例えば公立保育園にしても、看護師だけを配置すればいいという問題ではなくて、保育士さん、補助者、これは必ずいるというのが、今、現場の意見なので、多分、民間に行っても看護師さんプラス保育士さんの補助者、これは国で言えば補助制度がありますので、公立でいえば補助制度でやれますけれども、民間に行った場合には、どういった形でそれを補助するかとか。ほかの保育士さんの研修もいるんですよ。医療的ケア児に対する研修。こういった環境整備、それから機材もいりますよね。当然、こういった病気によって、どういう機材が必要かという、この辺を、今、言われたように、県の拠点、それからかかりつけ医、保育士を含めて、関係と連携して、それなら受け入れられますねという状況でないと、なかなか難しいので、その辺のいろんな条件をクリアしていかないといけないので、やることはかなりあると思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 実現のためには、超えなきゃいけないハードルがたくさんあるということで、できるだけ早く、子供たちの希望がかなうよう、いろいろ協議を進めていただけたらというふうに思います。

それと、もう1点、話は変わるんですけど、災害時などに避難所に避難をしてこられると思います。そこで、もし停電だった場合、そういう呼吸器とか吸引器とか、バッテリーとか発電機とか、そういうのが必要になってくると思われませんが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） そういった器具のバッテリーについては、障害者向けの日常生活用具の給付事業の中で対応している自治体もございます。県内でもですね。ただ、今、先ほど来もごきますように、命の維持に直結する器具でございますので、ただ単に給付をして、それということにはなりません。やはり医師との協議、そういったものがしっかり整った上で可能となります。

現在、本町では、そういった日常生活用具の給付のメニューの中にごきませんので、先ほど来申し上げておりますように、圏域で、そういったものに対してどういうふうに取り組んでいるかという議論を踏まえて、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 圏域で協議をするということで、恐らくどこの自治体も同じような悩みを抱えていると思いますので、実現するよう、協議のほうを進めていただけたらというふう

に思います。

それでは、2問目に入りたいと思います。答弁者は町長でお願いいたします。

町独自のクリーンエネルギー自動車（CEV）等補助金制度についてです。地球規模での気候変動対策や省エネの観点から、クリーンエネルギー自動車の普及が進んでいます。また、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は、その蓄電・給電機能を災害時に活用できることから社会的な期待が持たれています。

折しも、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で石油や液化天然ガス等の化石燃料の価格が上昇する中、これからは再生可能エネルギーの普及がますます進んでいくものと思われれます。

現在、国においてはクリーンエネルギー自動車等導入補助金制度を、また、県内においては、下関市、防府市、周南市で個人や法人を対象に独自の補助金制度を実施しています。

そこで、本町においても、脱炭素社会の実現、省エネ対策、防災の観点から、同様の補助金制度を導入できないかお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

我が国では、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現するため、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用や蓄電池の普及、二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及などが進められております。そのような中で、国においては、令和4年度のクリーンエネルギー自動車促進補助金として、電気自動車の購入に最大で85万円、燃料電池自動車であれば最大255万円の補助を行うなど、様々な取組を行っているところでございます。

また、議員御指摘のように、県内においてもクリーンエネルギー自動車やインフラ導入に対する補助制度を設けている自治体もあります。このように、脱炭素社会の実現や省エネルギー対策には、官民、様々な取組がなされ、本町としましても、地球温暖化対策実行計画に基づき、身近で、できるところから温室効果ガスの排出量削減に向け取り組んでいるところでございます。

本年度の取組といたしましては、保健センターを整備するのに併せまして、防災機能の一環として、電気自動車の充電設備の整備を予定しております。

また、町民の方や町内企業向けのクリーンエネルギー自動車やインフラなど、個別の補助制度につきましては、特別の財源を持たない本町の場合、現状ではかなり難しいという状況でございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 特別の財源がないというところで、財源が厳しいというところだと思います。国の補助金、答弁でもありましたけど、自動車最大で85万円。燃料電池自動車であれば250万円というところで、これほどの額を出さなくてもいいというふうには思っております。数万円程度でいいので、やはり趣旨であるカーボンニュートラルとか、防災でそれが使用できると。それから、昨日、テレビのニュースでやっておりましたが、電力不足で、この夏、ずっと計画停電とか、そういうのが起きるかもしれない、関東とか中部のほうだと思いますけど。それから、今年の冬のほうがさらに厳しいというところで、電気自動車、充電するだけじゃありません。逆に、建物とか、そういうのに送って、昨日、放電と言っていましたけど、そういう機能もありますので、ぜひそういう環境問題の辺も考慮していただいて、少額でも結構ですので一考していただけないかというところでいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、趣旨目的は十分理解いたします。しかしながら、やはりこれから民間ベースでもどんどん進められていくものでございますし、現時点で補助制度、じゃあその電気自動車、燃料車に適用することがいかなものかなという、若干、時期的にどうなのかなということがございます。それと、やはりほかにもたくさん優先的にやらんやいけんもんがたくさんございますので、必要性は考えますけども、優先順位としては、私が考えますと、必要性はあるんですけど、少し低くなってしまふのかなということがございます。もっと積極的な発言をすればよろしいんでしょうけども、言った限りは、やりませんと話になりませんので、現時点では必要性はあるんじゃけど、ちょっと優先順位的から見ると下にさせていただくしかないなというのが実感でございます。まだ部内で協議したわけではございません。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ぜひ2050カーボンニュートラル実現に向け、よろしくお願ひしたいと。で、答弁の中にございました、保健センター建設のときに充電のインフラ設備を備えろと。これ大変いいことだと思います。あと、よく道の駅等、里の厨とかにもありますけど、充電設備を備えているところもあります。うちでいえば、地域交流館のところ、まさにそれだろうと思います。そちらについても、車もたくさん来ますし、町の中心でありますので、そこに設置を考えていただければなというふうにも思っております。

それから、町の公用車、今、CVの車があるのか、ないのか。それから、これからやっぱり老朽化、それから車検のとき等に買換えが必要になってくると思います。そのときには、当然CVにされるとは思いますけど、どうなのかというところをお伺ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 現在対応している公用車としては、出張用車両で4台ほどございます。これから計画的に車両を更新していきますけれども、その都度、そうした車を優先的に選定していくことになるであろうというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 交流館につきましては、今のところ、まだ検討はしていない状況でございますが、今のいろんな流れからすると、ある程度は必要なのかなというのは思いますが、ただ、スペースの問題等もございますので、これは今後の検討課題ということで御理解していただければというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 2問目は、なかなか、うんとは言ってくれない厳しい質問です。1問目は人に優しいまちづくりということで、2問目は地球に優しい、環境に優しいまちづくりをぜひお願いしたいということで、2問目は終わりたいと思います。

それでは、最後になります3問目です。答弁者は町長でお願いします。

町長の任期満了に伴う出馬はいかがでしょうかということでお尋ねをいたします。令和4年11月14日は、東町長1期目の任期満了日となっています。東町長は、前長信町長の第5次田布施町総合計画を継承する形で町長を引き継がれました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、ワクチン接種や町独自の経済活性化対策等に苦慮されたことと思います。その中でも、国営圃場整備事業や豆尾踏切改修工事、保健センターの新築等に取り組み、また、町長の公約でありました子育て支援についても、乳幼児・子供医療費無償化の拡大、学校ICT化事業等、子育て支援や環境の整備に積極的に取り組んでこられたことも承知をしており、一定の評価をしているところです。財政健全化についても少しずつではありますが、着実に改善されてきています。

また、昨年の3月には第6次総合計画も新たに策定され、現在、計画の実現に向け取り組まれていることと思います。

今後、町長として、現在継続中の事業の実現と、2期目については、東町長の独自カラーを存分に打ち出しての公約の実現、また、第6次総合計画を着実にやっていくことが町長としての責務と考えますが、10月実施予定の町長選挙に出馬の意思があるかお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

町長選挙についてでございますが、議員からこれまでの諸事業、一定の評価をいただきましてあ

りがとうございます。大変うれしく思っております。

また、今後について、2期目は、独自のカラーを打ち出してということのお言葉もいただきました。私の1期目を振り返ってみますと、平成30年11月に長信町長の後を受けまして、4年間、多くの重要課題の解決と地域の活性化のために全力を傾注してまいりました。神田議員の御質問がありませんでしたので、一応、公約として掲げました点については、少し総括を述べさせていただきますというふうに思います。

まず、公約の中で最重点課題としておりました、子育てに優しいまちについてでございますが、子ども医療費の中学生までの完全無料化、子育てアプリの導入、親元近居・子育て住まいる事業、子育て世帯や独り親世帯への臨時交付金、新生児への特別給付金など、子育て施策の充実を図るとともに、子育て支援センター2525たぶせや、子ども家庭総合支援拠点施設の開設など、安心して子育てができる環境整備も行ってまいりました。

2点目の災害・防災対策でございますが、いろいろございますが、中央雨水排水事業などの排水対策や河川のしゅんせつ工事などを計画的に4年間努めてまいったところでございます。そして、町内5地域全てに自主防災組織も設けることができっております。

3点目の継続事業の早期実現については、国営農地緊急再編整備事業、豆尾踏切拡幅工事、城南住宅建て替え事業など、現在、順調に進んできております。

4点目に、支え合い、共助のまちづくりについては、まずは麻里府地域、城南地域に支え合い組織を設けさせていただき、コロナ禍の中、取組が思うように進められないこともございましたが、今後、一層力を入れて取り組みたいというふうに考えております。

最後に、5点目の財政健全化でございますが、この4年間、大型事業にも多く取り組んでまいりましたが、プライマリーバランスを取りながら、健全財政化に努めてきたところでございます。そうした結果、平成30年から令和3年度までの4年間で基金残高は4億8,800万円増加しました。また一方、町債残高は8億2,500万円減少しております。また、実質公債費比率、将来負担比率ともに大きく数値は改善いたしました。まだまだ改善しなければならないと思いますが、改善のほうは進んでおるというふうに思います。

しかし、今、議員がおっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症という、全く想定をしておりません新たなウイルスの出現により、実質、ここ3年近く、大きなイベント、事業、そうしたものを中止、延期を余儀なくされているところでございます。また、ワクチン接種をはじめ、多くの感染対策や、コロナ禍で影響を受けておられる町民の皆様、事業者の皆様への各種支援策など、新たな業務に次々と取り組むことが求められてまいりましたが、職員一丸となって適切に実施する

ことができました。職員には本当に感謝しているところでございます。

お尋ねの次期町長選挙については、これまで私が取りまとめてまいりました多くの重要事業が控えていることもあり、引き続き、こうした事業・施策を責任を持って仕上げていきたいと考えております。また、後援会からも出馬要請をいただいておりますので、次期町長選挙に出馬させていただきたいと考えております。

現在、令和4年度事業の実施に全力を傾注しているさなかでございますので、また告示まで4か月以上の期間もありますので、まずは、議会の皆様や各種団体、そして多くの皆様の意見をよくお聞きしながら、準備を進めてまいりたいと存じます。

浅学非才な身ではございますが、田布施町のために全力を挙げて取り組む所存でございますので、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 次期町長選挙に出馬をするというところで期待をしておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。種をまいて、果実を作って、それを収穫をすると。そこまでがやはり首長、町長の責務というか、責任だと思っております。町長も我々議会も目指すところ、目的は一緒です。これまでと同様に、いろんな施策などをけんけんがくがく戦わせながら、よりよい田布施、よりよいまちづくりをすることに我々議員も期待をしておりますので、どうぞ頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第5. 議案第32号

日程第6. 議案第33号

日程第7. 議案第34号

日程第8. 議案第35号

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

日程第11. 議案第38号

日程第12. 議案第39号

○議長（松田規久夫議員） 日程第5、議案第32号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第2号）

議定から、日程第12、議案第39号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事第1工区（建築））まで8件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました8議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第32号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）でございます。

主な補正内容は、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、低所得者の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業及び、今年度新たに住民税非課税となった世帯等を支援するため、1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を計上いたしております。

また、新型コロナワクチンの4回目の接種事業費、利率の見直し時期を迎えた町債の借換え等を計上いたしております。

まずは歳入についてでございますが、国庫支出金の子育て世帯生活支援特別給付金事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を増額したことなどにより、増額補正でございます。

繰入金は、収支の調整として、財政基金繰入金を増額補正としております。

町債は、防災機能を兼ねた麻里府公民館等の整備に伴う防災拠点施設等整備事業債の増額と、利率見直し時期を迎えた臨時財政対策債の繰上償還に伴う借換え債の計上により、増額補正でございます。なお、臨時財政対策債を借り換えることにより、将来的な利息の削減を見込んでおります。

次に歳出でございますが、総務費は、防災拠点施設となる麻里府公民館等の測量設計費の増額などにより、増額補正でございます。

民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の計上などにより、増額補正でございます。

衛生費は、60歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する人を対象に行う、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費の計上により、増額補正でございます。

教育費は、新型コロナウイルス感染症に係る学校保健特別対策事業の計上などにより、増額補正でございます。

公債費は、利率見直し時期を迎えた平成23年度借入れの臨時財政対策債の繰上償還により、増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2億9,972万3,000円を増額し、予算総額を73億1,938万4,000円とするものでございます。

次に、議案第33号は田布施町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、町民税の減免について、対象となる規定を追加するものでございます。追加となりますものは、地方自治法上の認可を受けた地縁による団体、及び特定非営利活動法人のうち、収益活動を行わないものを対象といたしております。

次に、議案第34号は田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正点は、地域再生法に基づく本社機能等を有する施設の移転や拡充を行なう事業者に対する税制優遇措置の期間を2年間延長するものでございます。制度の概要は、地方拠点強化税制の一環として、本社機能等を東京23区から町内に移転する企業や、町内に本社機能を有する企業が県知事から認定を受けた特定業務施設整備計画に基づき新設または増設した償却設備等に係る固定資産税の税率を、3年間、各年度に応じた税率に減額するものでございます。

なお、この制度による減額分は、当町の場合は4分の3が地方交付税で補填されるものでございます。

次に、議案第35号は田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

これは田布施町中央公民館の廃止により、関係条例を整理するものでございます。

次に、議案第36号は周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更についてでございます。

これは、災害時の非常時に備えて一般廃棄物の相互処理を目的とした規約の追加及び岩国市周東町及び玖珂町の新規加入による負担割合の規約の一部を変更しようとするものでございます。

議案第37号は、消防車でございます小型動力ポンプ積載車を購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する物件は、小行司地域を管轄する第2分団第1班の小型動力ポンプ積載車が老朽化したことに伴い、買換えを行うものでございます。取得の方法、金額、相手方につきましては、光地区消防組合の条件付一般競争入札に参加されております4業者による入札見積りを行い、株式会社ハツタ山口と756万8,000円で契約しようとするものでございます。

議案第38号は、田布施町防災行政無線機能強化工事に係る工事請負契約の締結について、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、本庁舎に設置しております防災行政無線の操作卓を更新するとともに、タブレット操作卓の運用による遠隔操作や複数メディア連携が可能になるものでございます。入札の方法は、条件付一般競争入札で、5月9日に公告し、6月1日に入札を実施した結果、太陽通信株式会社と9,680万円で契約しようとするものでございます。

最後に、議案第39号は、城南住宅建替工事第1工区（建築）工事における工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、城南住宅の建替工事の第1工区で、5棟10戸を建設する工事で、延床面積は、694.2平米でございます。入札方法は、条件付一般競争入札により、6月1日に執行した結果、落札した株式会社と1億7,380万円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。なお、工期は令和5年1月31日といたしております。

以上、ここまで御提案申し上げました議案8件につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第37号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑はありませんか。

西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今回、契約締結ということなんですけども、昨年度よりかは、かなり材料とかが上がっていますよね。今回は契約金額、昨年度の予算見積りに対して何%ぐらい上がりましたか。また、今後、材料とかがまた上がってくると思うんですよ。そのときにどうされるのか。お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今年の設計金額でいきますと、おおむねでございますが、昨年と比べて、ちょっと手元に資料がないから、若干、細かい数字が違うかと思いますが、3,000万円程度ぐらいは上がっていたと思います。

それと、今は高値で安定はしているということでございますけれども、今後、木材等が上昇するということになりますと、これは山口県の基準に従って、単品スライドということで、材料費の価格を見直すこともあり得ます。その場合は、当然、契約金額の変更も出てくる可能性がございます。今では、ちょっとどういうことになるか分かりませんが、そういうことも考えられます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今、木材も上がっていますけれども、鉄も1.6倍になったり、すごい高騰しております。もし上がれば、また補正予算という格好になるわけですよね。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） そういうことも一応は考えられます。ただ、もう少し待たないと状況が把握できませんので。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号から議案第39号までの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午後4時47分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 河内 賀寿

署名議員 内山 昌晃

令和4年 第4回(定例)田布施町議会会議録(第2日)

令和4年6月16日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和4年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第32号
令和4年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第33号
田布施町税条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第4 議案第34号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第5 議案第35号
田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第6 議案第36号
周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について(委員長報告)
- 日程第7 議案第37号
財産の取得について(小型動力ポンプ積載車)(委員長報告)
- 日程第8 議案第38号
工事請負契約の締結について(田布施町防災行政無線機能強化工事)(委員長報告)
- 日程第9 議案第39号
工事請負契約の締結について(田布施町城南住宅建替工事 第1工区(建築))(委員長報告)
- 日程第10 閉会中の継続調査(特定事件)について

日程第 1 1 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 2 号
令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 3 3 号
田布施町税条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 3 4 号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 3 5 号
田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 3 6 号
周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 3 7 号
財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 3 8 号
工事請負契約の締結について（田布施町防災行政無線機能強化工事）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 3 9 号
工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 1 工区（建築））（委員長報告）
- 日程第 1 0 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 1 1 議員派遣について
-

出席議員（12名）

1番	南	一成議員	2番	内山	昌晃議員
3番	河内	賀寿議員	4番	伊村	涉議員
5番	落合	祥二議員	6番	谷村	善彦議員
7番	西本	篤史議員	8番	瀬石	公夫議員
9番	國本	悦郎議員	10番	高月	義夫議員
11番	神田	栄治議員	12番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	福本 俊明君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	建設課技幹	吉藤 功治君
健康保険課主幹	西本 恵子君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） 令和4年第4回田布施町議会定例会、本日はコロナウイルス感染防止のため、50分に1回、10分間程度の休憩換気を行いますので、御理解の程よろしくお願ひします。

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、伊村渉議員、落合祥二議員を指名します。

日程第2. 議案第32号

日程第3. 議案第33号

日程第4. 議案第34号

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第8. 議案第38号

日程第9. 議案第39号

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第32号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてから、日程第9、議案第39号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事第1工区（建築））まで8件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第32号、議案第33号から議案第35号及び議案第37号から議案第38号の議案6件について、6月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案6件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告のと

おり、議案第32号は賛成多数、議案第33号から議案第35号及び議案第37号から議案第38号の議案6件につきましては、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第32号及び議案第36号並びに議案第39号について、6月10日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、3議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は8件を一括して行います。議案第32号から議案第39号まで討論はありませんか。國本議員。國本議員、総務委員会で議案第32号に反対されましたので、反対討論ということでよろしいですね。はい。それでは國本議員どうぞ。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 令和4年度田布施町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論に参加します。

今回の補正予算書には、訴訟委託料として110万円が計上されています。議案審査のとき、どういった内容の提訴があったのか、訴訟委託料の詳細についてたどりましたが、副町長は、係争中だからそれらの中身は答えられないと解答を留保しています。

ある筋からの情報によりますと、以前、私を紹介議員として、過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願が提出されましたが、不採択になったことから、新たに町民から今年の1月末に改めて田布施町を被告とし、被告代表者には、東町長を指名し、10万円弱の過大徴収した固定資産税等の返還を求める国家賠償請求事件として、訴状を山口裁判所に提出しています。

そして、昨年度の3月には、第1回目の公判が行われ、その後、年度を改めて、もう一回公判が行われています。もちろん、どちらにも町の代理人として、弁護士が公判に立ち会っています。

恐らく、今回の6月補正予算で計上した110万円は、その訴訟の代理人としての弁護士への委託料に充当するのではないかと思います。

本来なら、昨年度の3月補正予算で、計上すべきところをしないまま、今年度に入って、具体的な契約ができたので、今回補正をしたと答弁を受けています。訴訟の中身や、訴訟委託料の詳細が分からないまま、承認していいのか、また、年度をまたいで、そんな予算執行ができるのかとも思っています。

今回の補正予算には、生活関連の補正が多々ありますが、以上の理由により苦渋の選択として、反対をします。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 私は賛成討論を行います。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億9,972万3,000円を増額し、総額を73億1,938万4,000円にするものです。

内訳は、新型コロナウイルス対策をはじめ、子育て世帯生活支援特別給付金や、防災拠点施設等整備事業などに充てられます。増額案については、適正に計算されており、問題なしと判断されます。

先日の総務文教委員会においても、賛成多数で可決され、そういった中で、令和4年度一般会計補正予算（第2号）が可決されなければ、新型コロナウイルスワクチン追加接種ができなくなり、また、子育て支援給付金もできません。多くの方が困りますので、ぜひとも皆さんの賛成をお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号田布施町税条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号田布施町公民館条例及び田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号工事請負契約の締結について（田布施町防災行政無線機能強化工事）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第1工区（建築））

を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第10、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11. 議員派遣について

○議長（松田規久夫議員） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定によりお手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣が決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

○議長（松田規久夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和4年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午前9時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 伊村 渉

署名議員 落合 祥二